

【資料】

珍書『公事方御定書』

—— 公事訴訟取捌并

御仕置一件 ——

林 紀 昭

現在『公事方御定書』の成立過程、寛保二年成立後の改訂過程研究をリードする高塩博氏に「『公事方御定書』下巻の奇妙な伝本」との論稿がある（梶山林継先生古稀記念論集刊行会編『日本基層文化論叢』所収、2010）。同稿では、明治大学博物館所蔵の「御刑法書」が一般の「公事方御定書下巻」（以下御定書と称する）の条文配列とは異なる順不同の配列が検出される事に注目、その事由を追究された結果、所謂「折本」の「青標紙」本御定書の上下二段に別け、又両面に翻刻した際の配列が原因である事に到達され、他にも同一配列の数本が伝来されている事も紹介された。正に「奇妙」な御定書と言えよう。筆者も「青標紙」

珍書『公事方御定書』

本御定書が延享三年御定書に依拠した事を論証しようとした際に、引用条文参照の便宜の為に「江戸叢書」本を利用したが、条文番号と所掲頁数との不対応の処理に困惑した覚えがある（「公事方御定書考証三題」、法制史学会近畿部会報告 2005年9月）。但し此の場合は事由はどうあれ、一応説明はついた。

しかし、今回紹介する「公事訴訟取捌并御仕置一件」と書名が付され、裏表紙に書写者か不明だが、所持者と認められる「郡上八幡町 廣江氏」との名前が記載される写本は類本を未だ見出せないだけで無く、寛保二年編纂御定書にも関係する疑いがある冊子という点でも、より珍妙な一本である。但し史料の打ち込みを何度も止めようと思う程、本来有るべき条項や刑罰が欠落し、各条項内でも必要な語句が欠落し文意が通じない箇所や誤写箇所も多く、決して良質とは言えない写本である。然も御定書に基づき直接刑民事行政を担当する江戸幕府高級役人、或いはその家臣や実務を担う役人群とは異なり、郡上八幡の者がどの様にして他見を許さない史料を入手、又は書写したのか等の問題の存在には困惑せざるを得ない。このように問題を多く含む史料だが、その中に寛保二（1742）年編纂御定書の内容が包摂されているのではないかとの関心のもと、一冊の構

成に見出される珍書性に惹かれて分析を試みた次第である。

先ず目録を眺めるだけでもその異質性は十分に看取出来るよう。以下本史料の内容を核に、関連する藪利和『公事方御定書下巻』の原テキストについて（大竹秀男他編『幕藩国家の法と支配』1984―以降藪①と略称）寛保二年復元条文と、『徳川禁令考』別巻所収「棠蔭秘鑑」御定書下巻条文とを冒頭一〇条で対比する事によって、先ず本史料の性格について見通せるのではないかと考える。

本史料題号

壹	目安裏書初判之事	藪	棠
二	裁許絵図裏書加印之事	1	1
三	御料并一地頭地頭違出入并跡式出入之事	2	2
四	無取上願再訴并筋違願之事	3	3
五	評定所箱江度々訴状入候者手鎖赦免之事	4	4
六	評定所箱江度々訴状入候者手鎖赦免之事	5	5
七	諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕置等之事	6	6
八	公事吟味銘々宅ニ而仕候事	7	7
九	重キ御役人評定所一座領知出入取斗之事	8	8
十	重御役人家来御仕置ニ成候節、其主人差扣 伺之事	9	9
	用水悪水并新田新堤川除等出入之事	10	10

先ず冒頭の配列からは本史料には、寛保二年復元本には無い事が確認される九条が明記されており、寛保二年復元本とは明らかに異なる内容を含む事が確認される。同条は延享四（1747）極メの肩書を持ち、宝暦四（1754）年四月二三日一括改廃追加された条項である（藪利和『公事方御定書下巻』の改廃について）（一）『法学』四三巻二号四五頁・1979（以下藪②-1と略称する）。従って「棠蔭秘鑑」御定書では題号の斜め上に「追加」と明記する。本史料該当条では但書の欠落がある外、「棠蔭秘鑑」御定書九条では役人を一ツ書とするが、「一」字を記載せず、縦書きで役人名を列記するが（以下同様な場合、常にその相違が生じるか、一々その差異は指摘しない）、その相違以外、ほぼ同文ではあるが、以下の条項と同様に、「追加」とは明記しない方針を採っている。この様に本史料に最終改訂のあった宝暦四年御定書「追加」の内容とほぼ同文が記載される事は、それ以降に冊子として作成書写された内容を含む事を物語る。

同様な作業を今暫く続ける。本史料では九〇条と百二条に類似する「御仕置仕方（形）之事」が併記される。この二条間の九一条「不縁之妻を理不尽ニ奪取候もの御仕置之事」から百一条「詮儀事有之時同類又者加判人之内より早

速白状致シ候もの、事」迄の全てが「棠蔭秘鑑」御定書対応諸条で「追加」と肩書する内容と同一である。「棠蔭秘鑑」御定書諸条の極メの内、延享二（1745）年に九六・九九・百一・百二各条で追加がなされた事は、藪②の考証以外にも高塩博「延享元年増修の『公事方御定書』下巻について―史料篇―」（『国学院大学日本文化研究所紀要』九七輯・2006）により逆に延享元年では不存在が確認される一方、延享三年御定書に依拠したと考えられる「青標紙」御定書では検出される事から、少なくともこの間の「追加」該当諸条には延享三年御定書以降での増補諸条が含まれる事が確認される。それ以外は延享元年御定書で増修された事は藪②の考証や高塩紹介史料から確認されるので、「棠蔭秘鑑」御定書九十条から百二条迄の諸条は延享元、若しくは三年の増補と認められるが、本史料での引用はその年次に増補編纂された典籍に依拠したのであろうか。

注意すべきは、本史料九〇条と百二条に類似する「御仕置仕方（形）之事」が併記されている事は前述したが、この百二条は宝暦四年御定書百三条の「追加」と肩書のある諸項を集めたものである。その多くは延享年間の増補であるが、中に四〇項「一町人百姓之女は、重追放にも可申付事」は「宝暦三年極」とあり、宝暦四年四月二三日に追加

された条項である（藪②「168頁」）。従って本史料九〇条から百二条迄の諸条は「棠蔭秘鑑」御定書では「追加」肩書のある九〇〜百三条と対応するので、最終追加がなされた宝暦四年御定書に依拠したと先ず考えられる。
更に本史料内での「棠蔭秘鑑」御定書追加条文の存在を寛保二年復元本と対比しつつ探索を続ける。但し本史料の目録と本文の配列とは異なっているので、本文配列は目録条文番号に従って組直している事を断っておく。

廿九	地頭江対シ強訴其上徒堂致シ逃散之	27	26	28	27	26
廿八	御仕置ニ成候もの田畑闕所之事	29	25	28	25	24
廿七	賄路差出候者御仕置之事	28	24	25	24	23
廿六	人別帳ニ而茂不加他之者差置御仕置	25	24	26	24	23
廿五	村方出入ニ而江戸宿雑用并村方割合	26	23	24	23	22
廿四	村方戸メ無之事	24	23	23	22	21
廿三	御留場ニ而鳥殺生致候者御仕置之事	23	22	22	21	20
廿二	隠シ鉄炮有之村方咎之事	22	21	22	21	20
廿一	関所ヲ除キ致山越候者并関所ヲ忍通	21	20	21	20	19
廿	裁許御仕置之事	20	19	19	18	17
十九	二重御仕置之事	19	18	18	17	16
十八	旧悪御仕置之事	18	17	17	16	15
十七	本史料目録（一部省略）	17	16	16	15	14
十六	本文配列順	16	15	15	14	13
十五	藪	15	14	14	13	12
十四	棠	14	13	13	12	11
十三		13	12	12	11	10
十二		12	11	11	10	9
十一		11	10	10	9	8
十		10	9	9	8	7
九		9	8	8	7	6
八		8	7	7	6	5
七		7	6	6	5	4
六		6	5	5	4	3
五		5	4	4	3	2
四		4	3	3	2	1
三		3	2	2	1	0
二		2	1	1	0	-1
一		1	0	0	-1	-2

卅	妻持參金田畑家屋敷闕所之事身躰限	30	27
	申付之事	○	28
卅一	過料申付方之事	31	29
卅二	田畑永代売買并隠地致候者御仕置之	32	30
	本配列を眺めると、寛保二年御定書復元を目指した藪①では、棠蔭秘鑑御定書一八・一九条間に一条、二九・三〇条間に一条独自規定のあった事が認められる〔本史料も類似した配列をとる〕一方、「棠蔭秘鑑」御定書では二四・二五・二六条、及び二六条、即ち藪①では二四・二五条間の計二条が寛保二年御定書後に規定されたと認められるが、「棠蔭秘鑑」御定書を眺めると、両条共に「追加」の肩書が付記される条文である。二四条は寛保三年五月三日・同四年二月一七日に追加された〔藪②-1四七頁〕。二六条は寛保三年五月三日追加された〔藪②-1五〇頁〕。この両条も本史料には収められていない。但し注意されるのは本史料の目録ではこの二四・二五・二六条〔本史料では二五・二六条〔本史料では二七・二八条〕の配列は問題無いが、本文では二五・二六・二九条の配列に混乱が検出される。この事由は何か、本史料の性格に関わると思われるので後述する。なお「棠蔭秘鑑」御定書ではこれ迄触れてきた一群の条文以外には、一条そのものが「追加」と付記する簡条は	30	30

存在しない事を先ず確認しておく必要がある。

但し「棠蔭秘鑑」御定書諸条の中には、他にも一条の内に「追加」と肩書する諸項が多数検出される。「延享四年極」とする八二条四項もその一例で、宝暦四年四月二三日に追加された〔藪②-1六四頁〕が、本史料では見出せない。同様に五六条二六項但書も「延享四年極」とするが、宝暦四年四月二三日追加された〔藪②-1五九頁〕。しかし、本史料では続く同項以降の「追加」諸項も含めて見出せない。例えば二九項の寛保四年極とする「盗人を召捕、雑物取返、……」の本文・但書、三〇項の寛保元年極とする「盗人を召捕、吟味之上……」の本文・但書は寛保四年二月一七日追加された〔藪②-1五九頁〕。従つて高塩博「寛保三年増修の『公事方御定書』下巻について」〔国学院大学日本文化研究所紀要〕九五輯、2005〕紹介史料―以下高塩史料と略称する―では勿論検出されないが、本史料でも見出せない。また七〇条旧一項の「但燃立不申候ハ、引廻之上」は宝暦四年四月二三日削除された〔藪②-1六一頁〕。この場合は削除のみで、但書の追記では無い故に、追加の肩書は関係無い。この改変に対して、本史料七〇条ではこの但書が存在する。ただその中で初めて「棠蔭秘鑑」御定書諸条の中で「追加」の肩書が付される「棠蔭秘鑑」御定書

宝暦四年御定書三条四項は「一加判人有之儘成讓状、并加判人無之候共、当人自筆ニ而、印形無相違書面、怪敷儀も無之におゐてハ、讓状之通跡式可申付、尤格別筋違候ハ、吟味筋目之者江可申付事」と規定するが、「寛保三年極」とある様に、寛保三年五月三日に改正された〔藪②-1四六頁〕故、「追加」の肩書があるが、本史料では「追加」の肩書を付記する事無く記載されている。その後、「棠蔭秘鑑」御定書では続く条項中で「追加」の肩書があるのは五条二項の延享元八月一七日付追加であるが、本史料では引用されない。以下同様に諸条内に存在する「追加」の肩書は、本史料では末条の「追加」を集成した百二条も含め、一切見出されない。しかし、追加条文の挿入の外に一部追加条項の挿入があるが、一部に留まった事由が課題として残る。

以上の概観によって、本史料では「棠蔭秘鑑」御定書九・二四・二六・九〇条から百二条迄の「追加」の肩書のある諸条と、一条内で「追加」の項目が初めて出現する三条四項、及び百三条を二分して、「追加」の肩書のある諸項を集成した末条を、「追加」とは肩書せずに挿入配置した事が確認される。本史料は書写に多くの問題を多く含むが、「棠蔭秘鑑」御定書に於いて増補改訂された「追加」諸条

珍書『公事方御定書』

項の中で最も遅く増補された宝暦四年四月二三日追加の百三条四〇項も含め、全てを包摂するのは「棠蔭秘鑑」御定書に代表される宝暦四年最終改訂御定書であり、「追加」とは明記しないが、同御定書に依拠した事は否定しがたい。先に一八〇三二条間の「棠蔭秘鑑」御定書・藪①・本引用を対比した際に、宝暦四年御定書に基づく「追加」諸条が挿入される一方で、藪①は寛保二年御定書に依拠した証しとされる「棠蔭秘鑑」御定書に見受けられない一八条「二重御仕置之事」・二四条「妻持參金田畑家屋敷闕所之事」・二六条「過料申付方之事」の三条の存在する旨指摘するが、本史料でもその存在が確認されるのである。

寛保二（1742）年三月に初の江戸幕府法典として編纂され、四月に上間に達して施行が決まった「公事方御定書」下巻の編纂当時の原形に忠実な写本として当時明治大学刑事博物館所蔵の「秘宝政用集」を紹介されたのが荃田佳寿子氏（『江戸幕府法の研究』（1980））である事は周知の通りである。同氏により、1）九〇箇条であり、一〇三条からなる科条類典―棠蔭秘鑑から十三箇条、即ち九・二四・二六・九〇～一二二条が欠ける旨を先ず指摘する。2）逆に「二重御仕置之事」「妻持參金田畑家屋敷闕所之事」「過料申付方之事」が独立した箇条として配置されていると藪①

に先立ち触れ、後に増修の過程で他条に移行する。3)題号の異同も九条を数えたと指摘された(「三一〜二頁」)。

荃田氏紹介の「秘宝政用集」(以下「荃田史料」と略称する)と本史料との関わりに触れる前に言及しておかなければならない問題がある。

同氏は同著七六頁で「後年になった『憲教類典』・『教令類纂』の編者は『元禄御法式』のあとに、『公事方御定書』の原形とおもわれる断片を載録している」とし、また一〇六頁以下で『教令類纂』巻二五「元禄御法式」に続く御定書として「公事方御定書」下巻一〇三条本の七五〜八九、五八〜六一、一一〜五七各条を載録する事を指摘した上で、「これは寛保二年三月の『公事方御定書』下巻のうち、一条から一〇条までの、主として裁判手続の規定を欠いたものである」と付言する。氏には以上の言及以外に、この史料を論じた研究は無いと思われるが、宝暦四年御定書の条文番号を採用された結果、例えば一八条ほどの規定を指すのか、また1)の二四・二六条が寛保二年御定書では欠落していたとの指摘との関わり等にも触れられない為に、同史料が寛保二年三月編纂御定書であると言及されているとは『江戸幕府法の研究』を拝読した折には気付かなかった。このため、「寛保二年本公事方御定書の一異本」と題して

『法と政治』六一巻四号(2011)として発表してしまった。先行研究としてお名前を挙げなかった不明さを恥じる次第である(服藤弘司『「公事方御定書」研究序説』六六七頁参照・2010)。

この「荃田史料」の内容に対して、藪①は九〇条という条数の問題、配列の問題は「同書を信用するしかない」と評価する(前掲書八四頁)。それを承けて寛保二年三月編纂御定書の特色として2)で独立した箇条として三条の存在を承認したが、本史料でも若干語句に問題を残すが、本史料番号一九・三〇・三一条として存在が確認され、寛保二年三月編纂御定書の条文が確実に含まれる事は先述した通りである。

事実本史料二三条では宝暦四年御定書二二条追加の肩書のある三項が記載されていない。本史料二八条では前述の如く直前に配置の二五条六〜八項が入る混乱があるが、それを除くと藪①二五条復元と類似する一項のみであり、追加の記載等はない。同様に本史料二九条も宝暦四年御定書二八条の二項の追加が無い。目録では三〇条に含まれ、本文では○印で表記される条文は、宝暦四年御定書二九条では追加の記載が無い寛保二年・同四年極の但書は藪①二八条復元と基本的に一致する。先に若干追加の肩書のある条

項でも検討を加えたが、今回もその検討と矛盾は生じない。全てを検討する事は煩雑になるので、一部の紹介に留めたが、基本的に本史料は荃田氏が指摘した寛保二年御定書では未規定の九・二四・二六・九〇〜一〇二条と一部但書を宝暦四年御定書で補う以外、例えば本引用の九〇条は數①九〇条との一致によって、寛保二年御定書条文であると確認出来る。それ故に荃田氏紹介「秘宝政用集」・『教令類纂』等収載「御定書」〔林「寛保二年本公事方御定書の一異本」『法と政治』六一巻四号に翻刻―以下類纂史料と略称する〕に次ぐ第三の寛保二年三月編纂公事方御定書冊子の出現になると言える。

以上の分析により、本史料には寛保二年御定書条項と宝暦四年御定書追加条項とが混在する事が認められた。本史料が何方に主体を置いて編集されたのか、次に検討する。参考になるのが既述の本史料内容の配列の混乱の問題である。本史料二五条・二七条については、目録での配列では混乱無く、当然の箇所に配置されているが、本文では二五条は二六条の後ろに、二七条は二八・二九条の後ろに配置される混乱を示す。この事は本史料が独自に目録を作成した際には、寛保二年御定書と宝暦四年御定書追加の組合せ

が正しく行なわれたが、本文では本史料書写段階か、又は既に原本段階にてか、宝暦四年御定書追加条項の挿入に混乱が生じた事を意味する。この事は本史料は寛保二年御定書が基本であり、その後他条に移行した条文もそのまま残しつつ、最後の法典として編纂された宝暦四年御定書の一一条として追加された九・二四・二六・九〇〜百二条や百三条追加項目を挿入する等して一冊の冊子を作りあげたと認められる。これを裏付ける証左となるのは本史料二四条末尾の數①や荃田史料との傍線で示した異同である。その直前までは寛保二年御定書規定を記載しながら、延享二年の改訂により、宝暦四年御定書では「村中ニ而も侍躰之者ハ、戸メニも可申付事」と改訂規定する〔數②-150頁〕事になったが、本史料作成の際には末尾のみ宝暦四年御定書規定に書き換えてしまったのである。この混乱の原因は以降に行うべく追加規定の挿入に備えて宝暦四年御定書を横に置いていた為に、本規定でも寛保二年御定書規定との異同が存在する事に気づかず、宝暦四年御定書規定を書写してしまっただ故と思われる。本史料が寛保二年御定書写りに基本が置かれ、宝暦四年御定書追加規定の挿入によって一冊の「公事方御定書」が作り上げられたと確認される。

このように寛保二年御定書規定に宝暦四年御定書各条に

記載する「追加」と付記する項目の挿入を心掛けて、初めて出現する三条四項を書き加えたが、確固たる方針無しし作業であった為か、次に出現する五条二項の「追加」は最早記載する事無く、以下一箇所宝暦四年御定書規定の文言の記載がなされたが、前述の如く宝暦四年御定書各条内に記載の「追加」項目は最終条の本史料では百二条に纏める迄見受けられなくなったのである。従って荃田史料・藪復

元史料には見受けられない寛保二年三月の編纂完了、四月の松平左近将監の施行決定の奥書が本史料には存在するが、宝暦四年御定書掲載の奥書に依拠したと考えるのが穏当であろう。但し初の法典の成立に奥書無しには疑点が残るが、そこで類纂史料や本史料の混乱の甚だしい事は承知の上で、三冊子の系譜を確認する為に、藪①が挙げた荃田史料の規定の文言に対する問題点について、残る二冊子がどのように規定しているか眺める事にする。

藪①八五頁は荃田史料には「余分な規定」三条があるとする。1) 一条三項右書中の「尤借金銀出入候者……」は本引用でも検出される。2) 六条二項本文「若亦双方証文有之ニ……」も同様である。3) 一〇三条二項(門前払)における「但右同断」は本引用にも存在しない。1)・2)共に高塩博「寛保三年増修の『公事方御定書』下巻について」

『国学院大学日本文化研究所紀要』九五輯に紹介の寛保三年御定書でも存在が確認される。従って科条類典にのみ頼る藪氏の方法論に疑問を投げかける一例にもなる。

続いて藪①八六頁は荃田史料には本文の欠落七例・但書の欠落二例が存在すると指摘する。即ち1) 三三条二項「地代金 三十日限済方可申付……右二ヶ条……」、2) 四八条二三項「一下女下男之密通……」は本史料には存する。3) 六二条二項「一謀書と乍存頼に任せ……」は本引用では「二謀書ヲ不存頼に任せ……」と混乱する。高塩史料七七頁は藪①復元と同文である。4) 七一条三五項「一渡船乗沈溺死有之ハ、……」は存する。5) 八四条二項「一鳥を逃候もの 於其鳥死罪」は「……右同断死罪」と文言は若干異なるが、存する。6) 八五条五項本文及び旧但書「一同外シ候もの 過料、但手鎖外シ候もの ……」も若干文言が異なる箇所もあるが、存する。7) 一〇三条八項本文「日本橋におゐて三日晒」のみ本史料も無い。但書欠落では8) 四二条旧六項但書「但藪ニ難申付ものハ、中追放」については、本史料では五・六項を一項に纏める混乱があるが、但書そのものは存在する。9) 七六条二項但書「但所々にてあはれ候……」は存在する。以上を眺めると、若干の混乱はあるものの、荃田史料の問題と藪①が指摘した箇所そのものは

本史料では相当解決していると言えよう。

同様に類纂史料も荃田史料との関係の有無について検討してみる。但し全条が載録されている訳では無いので、藪①で指摘する「余分な条文」三条については不明である。欠落の問題では1)は二五〇頁、2)は二七三頁、3)は二一〇頁、4)は二二一頁、5)・6)・7)は載録せず、8)は二五九頁、9)は載録せずで、載録のある五条に限ると欠落は無い。以上の欠落の状況からは、類纂史料・本史料は荃田史料とは書写の系譜の点では結びつきは弱いと言えよう。

次に藪①は荃田史料の不都合な文言を裁判規定六ヶ所、民事規定で六ヶ所、刑事規定で二二ヶ所指摘したが、同ヶ条で三史料の異同を確認する事によって、本当に結びつきが薄いか確認しておく必要がある。但し類纂史料は載録条文に限定がある事に再度触れておく。

藪①裁判5)一三条題号「証拠書物」を荃田史料は「証拠物」、類纂史料は藪と同語句、本史料は「拠書物」とする。

6)一四条四項「寺院加り候出入」を荃田史料は「寺院江掛り候出入」、類纂史料・本史料は藪と同文である。又藪①民事1)三一条一四項「請状之通無相違におゐてハ」を荃田史料は「受状通り之証文ニ候ハ、」、類纂史料・本史料は

荃田史料と類似する。但し高塩史料は藪①と同文である。同問題は藪①民事2)三四条の問題点と共に後に触れる。

藪①刑事3)二一条一項「右之外関八州中追放、関八州之外所払」を荃田史料は「右之内関八州中追放、関八州所払」とする以外、類纂史料・本引用・高塩史料は藪①と同文である。刑事3)三一条一項の異同も同様な状況を示す。刑事4)三九条題号「貸借」を荃田史料は「貸渡」、類纂史料は「借貸」、本引用・高塩史料は「貸借」とする。5)四三条一項後半を荃田史料は「金八拾両より以下、雑物者代金三積り拾両より已下、入墨敲」とする。「八」ハ誤植か。一方藪①は「金子ハ拾両以下、雑物ハ代金ニ積り拾両位迄ハ入墨敲」とする。その際に「金子ハ拾両」の下「より」が欠けるかと傍記する。類纂史料は「金拾両より以下、雑物者代金ニ積り同拾両より已下ハ入墨敲」とする。本史料では「同拾両以下、雑物之代金ニ積り拾両以下ハ入墨之上敲」とする。高塩史料では「金子ハ拾両以下、雑物ハ代金ニ積り拾両位より以下ハ入墨(敲)」とする。四史料には微妙な差異が存在しており、藪①の復元、特に「迄」字の採用は「みるべきである」とまで断言するには危惧を覚える。

藪①では指摘が無いが、四五条二項「又候」の語句は藪・高塩史料、更に本史料でも存在するが、荃田・類纂史料に

は無い。11) 四八条一六項本文「親元江相返」を荃田史料は「親共江相渡」、類纂史料は「親元江返ス」、本史料は「親へ相渡ス」、高塩史料は「親元え相返ス」と、これ又相互間で若干異同が見られる。17) 五六条二三旧右書の荃田史料が「二」字とする箇所を荃田氏自ら「三」字と指摘した事も挙げて藪①は科条類典に基づき「三」字を採る。だが類纂史料・本史料共に「二」字を採る以外に、類纂史料解説で触れた様に「二八八頁」、対となる条項は原案では三項であったが、寛保二年御定書成立段階では二項のみである事は各史料でも確認される故、「二」字が良い。科条類典のみに依拠して復元を図る危険性を示す一例となる。19) 五七条五項では藪①は荃田史料には無い「商売いたし候もの」の語句を挿入する(高塩史料も同文有り)。類纂史料は「商物ニ致候者」、本史料では「買物いたし候者」とする。「買」字は「商」に訂正されるが、二史料が「商売」では無く、「商物」とする点に注意を要する。類纂史料解説では「物」字を「売」に校訂すべきとしたが、性急すぎた様である。20) 五九条一項旧但書に藪①は「名主」が入るとする(高塩史料も同文)が、本引用も無い。名主は他の関係者に比べ刑罰が軽い(逆に二項では刑罰が重くなる)ので、但書に含めたと言えるか、問題を今後に残す。

21) 七〇条旧三項では荃田史料が「晒」とするに對して「晒ニ不及」とする(高塩史料も同文)。だが本史料・類纂史料も「晒」字のみで、三冊子史料は共通する。類纂史料解説二一七頁で触れた様に、科条類典所掲各史料に基づく立法経過を眺める限り、「晒ニ不及」で一貫するが、物取りで無い放火に対しても態々「晒」としないと当初明記する論理にはよく判らない点が残る。冊子史料が共通して「晒」とする点と関係無いのであろうか。問題を残す条文である。これ以降藪①が荃田史料の問題として指摘した諸点は本史料によっても事実として認められる。但し28)七八条三項は本史料も荃田史料と同文である。また32)一〇三条二八項「閉門」の「窓塞」を本史料は「逼塞」とするが、次項に刑の一つとして別に「逼塞」があり、本史料の質の悪さを端的に示す一例である。

以上藪①が荃田史料の問題として指摘した箇所について類纂史料(収載条文に限定ある点に問題を含む)と本史料とがどのように記載しているか検討を加えた。結果本史料では藪①が指摘した問題箇所の相当数を問題無く記述している事を確認した。しかし、藪①復元―更には荃田史料との関係にも繋がるが―と比較すると、「 」により脱文を、傍線及び「 」によって異同の内容を表示した

が、これ又相当数に及び、別の条項で新たな問題を惹起していることも認められる。同様に類纂史料も質の良い史料とは言えないことは前稿で既述した。

しかし、三冊子が共通して藪①復元と異なる場合には注意を要する。藪①八五頁が荃田史料には「余分な規定」として挙げた二例は本引用でも検出される。寛保三年増修の高塩史料には存在が確認されるが、寛保三年初めて規定化されたか、検討を要するが、少なくとも科条類典にのみ頼る藪氏の方法論に疑問を投げかける事例となる事は既述した。

更に高塩氏は同紹介で、荃田史料と高塩史料との合致の視点から、藪①の一部条文の復元に疑問を投げかける。即ち藪①五六条一項に配置された「一都而盗物之品ハ、被盜候もの〔江欠カ〕相返可申候……」（一一八頁）とする条項は同条末尾に配置すべきと指摘する（三三八頁）。類纂史料（二八五頁）・本史料も同配置であり、高塩氏の指摘は首肯される。次に藪①三四条復元では借金銀公事訴訟裁許日を「四月・十一月」（一〇九頁）としたのに対して、「四月十六日・十一月十六日」と「十六日」という日付の存した可能性があるとする（三八八頁）。類纂史料は当該条を欠くが、本史料も同一の月日記載があり、高塩氏の指摘の正しさを

裏付ける。また藪①三一条一六項「家守小作滞、請状之通無相違におゐてハ」との復元（八八・一〇八頁）に対して、高塩氏は「……請状通り之証文ニ候ハ、」に訂正すべきと指摘する（四〇頁、但し「小作之義書加有之候ハ、」で始まる条文とする混乱がある）。その高塩史料は科条類典後二・一五三頁「去戌三月差上候帳面」に依り寛保三年御定書で藪①が復元した語句に変更になった事を裏付けるものであり、類纂史料（二四五頁）・本史料も同文の荃田史料を寛保二年御定書に採録すべきと主張される。その通りと考えるが、同時に科条類典に基づき御定書各条の立法経過を探究する困難さを示す事例の役をも果たす。

類纂史料解説の時にも触れたが、現段階では『徳川禁令考』後集所収「科条類典」にのみ依拠して復元を試みるのでは無く、科条類典そのものの伝本の厳密な校訂が求められるのである。もとより藪氏は公文書館の一本を以て条文の修正を行ったとされるが、（カ）とされる行間補記がそれなのか、その場合例えば「公本作」とする校訂のルールに則っておられず、然も多くは荃田史料で当該字を採用している事を考えると問題を残してしまった。今後寛保二年御定書条文の一語一語を厳密に確定しようとする場合、大きな課題として残されている事を確認しておこう。

最後に高塩氏が紹介された寛保三年増修公事方御定書下巻―高塩史料との関わりから、本史料が寛保二年御定書の内容を明確に留めるか確認しておく。素より寛保三年御定書から始まる「ケ条肩書」の付与は、宝暦四年御定書に基づく追加でも見られない。次に条文の増補ならびに他条への編入については、新規増補は二箇条として、二三条村方出入ニ付……二五条賄賂指出候もの……を挙げる。この二条は追加の肩書を持つ宝暦四年御定書二四・二六条であり、本史料では配列の混乱から追記と推測した二五・二七条に該当する。他条への編入として寛保三年御定書九〇条に編入の同二年御定書一八条二重御仕置申付候事、同三年御定書二六条に編入の同二年御定書二七条妻持参金田畑家屋敷闕所之事の二条をを挙げるが、本史料でも一九・三〇条として対応する位置に配列されており、本史料が寛保二年御定書である事に矛盾は生じない。

規定の増補は十六箇条でなされたとする。三条御料一地頭地頭違出入……では第四項が増補されたとする。但し藪①・荃田史料では同内容は検出されないが、本史料では検出される。しかし、これは宝暦四年御定書に依拠したものである事は先述の通りである。これ以外、一〇条論所見分并地改遣候事での第三項の増補、一七条旧悪御仕置之事で

の第五項の挿入、二六条御仕置ニ成候もの闕所之事での第一項の増補、四二条奉公人請人御仕置之事での末項の増補については、本史料も荃田史料・藪①と、若干の混乱はあるが、同様に認められず、本史料が寛保二年御定書を基本とする事の傍証となる。以降の増補の無い事を確認する作業は煩雑であり、省略する。

次に規定の削除について、四二条第二項「一請人死失歎、於致欠落者……右同断」の寛保三年御定書での削除前に、寛保二年御定書で規定されていた事は荃田史料・類纂史料・藪①と共に本史料でも確認される。五六条第二〇―二二項通則「右三ヶ条、其品重キハ……」の削除箇所については、二年御定書では「二」か「三」かの問題で論じた所であり、本史料が寛保二年御定書である事を物語る。七九条第二項通則「右式ヶ条、格別深キ巧有之ハ……」の削除も、二年御定書で規定されていた事は荃田史料・類纂史料・藪①と共に本史料でも確認される。

同様に規定の配置替が五件寛保三年御定書増修の際に行われたと高塩氏は指摘する。四八条第七項但書に旧第二項但書は移動されたとする。荃田史料・類纂史料・藪①と共に本史料でも二項但書に存在が確認される。六五条第三項に七一条第四三項からの移動も、荃田史料・類纂史料・藪

①と共に本史料でも同文の存在により確認される。二六条
二・三項への九〇条重追放但書の一部からの移動も、荻田
史料奉公人請人御仕置之事での末項の増補については、本
史料も荻田史料・藪①とは若干の相違はあるが、同様に認
められる。

以上の検討によって寛保三年御定書への増補に対して、
本史料では三条で宝暦四年御定書「追加」の挿入によって
一部混乱が存したが、それ以外には増補の痕跡は認められ
ず、寛保三年御定書との対比との角度からも、本史料の中
心が寛保二年御定書である事が証明されたと言えよう。

荻田氏紹介の「秘宝政用集」の内容を精査した藪氏の指
摘、その前提となる科条類典の分析による寛保二年御定書
の復元に対して、前稿で試みた『教令類纂』所収「御定書」
分析と同様な方法で検討を加える事によって、『公事訴訟
取捌并御仕置一件』と題する冊子の前半部分が、奇妙な
「公事方御定書」である事を論じた。

即ち寛保二年御定書の特徴である九〇箇条構成に対して、
一〇二条構成で、宝暦四年最終編纂御定書の条数一〇三箇
条に近い。事実九・二四・二六・九〇〜一〇二条、更には
三条では条文の冒頭、又は特定の条項に「追加」の肩書は

珍書『公事方御定書』

無いが、中には宝暦四年四月二三日に追加された条項も含
まれる事から、宝暦四年最終改訂御定書を採用した条文を
含む事は確認される。しかし、一方で増修の過程で他条に
移行する「二重御仕置之事」が一九条に、「妻持參金田畑
家屋敷闕所之事」が三〇条に、「過料申付方之事」が三一
条に独立した箇条として存在する事（但し藪①と条数番号
は異なる）、高塩氏によって紹介の寛保三年増修御定書と
は三・一〇・一四・四九・六五・七一と題号が同様に異同
がある事、更に規定の増補・配置替・削除等がなされる以
前の条文の内容を保持する事等からも、本史料の大半は寛
保二年御定書である事が認められる。但し条文紹介の際に
藪①との異同も表示したが、類纂史料と同様に藪①と比較
すると余り良質な史料とは言えない点を残すのは明白であ
る。しかし、寛保三年増修御定書の諸条文語句との対比を
行いつつ、荻田史料・類纂史料・本史料を総合的に眺め、
科条類典にのみ依拠する藪①復元史料を補正する事によっ
て寛保二年編纂御定書の正文の確定に一步でも近づく事が
出来よう。

だが、公事方御定書として初めて編纂された寛保二年御
定書を底本としている事を承知していたか不明だが、その
御定書に数度の改訂を経て最終的に宝暦四年に編纂された

一三三

御定書で以て、但し各条の全ての追加を網羅的に挿入する事は行わず、改訂された条文を中心に追補した特異な御定

書史料である事は認められたと思う。そのような二時期の秘密法典である御定書に接触して外形的には御定書に類似した冊子を編纂しうる能力を持つ者は誰か、またその編纂意図は、郡上八幡迄伝来した経緯はと考えだすと、謎は深まる一方である。僅かに金森騒動の後に郡上八幡に宝暦八〔1758〕年丹後宮津より移封した青山幸道の跡を襲いだ幸完は享和二〔1802〕正々四月迄寺社奉行に就任して以来、三代幸孝、六代幸哉とも寺社奉行に就いている。そもそも青山氏本流は譜代大名として転々と移封を重ねたが、忠朝の代、寛延元〔1748〕年龜山から篠山に転封したが、その年の八月より大坂城代に転ずる宝暦八年迄寺社奉行に就任しており、また忠裕も寛政五〔1793〕年から若年寄に就く同八年迄寺社奉行を勤めており、後には老中に迄登る名門である。従って一族の結びつきの中で、郡上八幡藩の家臣が、勿論評定所から派遣の吟味物調役の手助けを受けつつも、幕府刑政に従事していたのであって、郡上八幡の地であれば、宝暦四年御定書が伝来していても不思議では無いが、其れだけでは寛保二年御定書を基本に置きつつ、宝暦四年御定書的一条単位で追加と肩書する条文も加える事を

核に挿入し作成した「公事方御定書」との関わりは、寺社奉行の職責からは伺い知る事は出来ない。

ましてや所持者の「廣江氏」は『郡上八幡町史』資料編巻第二「青山家家臣由緒書」〔1986〕では郡上抱として廣江彌野右衛門の宝暦十二年大組へ召抱の記事を最初に数代の系譜が確認されるが、吟味に関わった形跡は認められないし、市史類からも同氏が多くの典籍を所持していたような資料は見出せない。或いは今回紹介していない仕置執行の関与で入手した可能性も考えられるが、確証ある訳ではない。ただ明治維新以降、経済的な力を得た同氏が在地にあっても、旧寺社奉行下の家臣等から入手出来る基盤の存した可能性が考えられるが、それ以上の究明は課題として残さざるを得ない。

ただ本史料が寛保二年御定書の形態を残した冊子を基盤に、宝暦四年御定書を側に置いて「追加」と肩書される条文を挿入して、全く新たな「公事方御定書」を作り上げ、更に伝来してきた事、——所持者はそれとして承知していたかも不明だが——その意図は不明であるが、本史料の珍書たる所以は証明しえたと信ずる。類本の出現を期待し、寛保二年御定書の復元に努めてゆきたい。

再度荻田氏の業績に対して非礼を犯した事、お詫びする。

公事訴訟取捌并御仕置一件

凡例

一筆者所蔵横帳「公事訴訟取捌并御仕置一件」の前半部分の公事方御定書関係箇所部分を翻刻する。

一恐らく古書店で作られたと思われる帙に入っている原本は、四ツ目綴じの線装本で、縦一四・八cm、横一九・六cmの横帳である。

一翻刻では基本的に当用漢字を用いるが、「迹」字等一部例外がある。横帳故、上段に犯罪構成要件、下段に刑罰等を記載する御定書の一般の記載形式と異なる。従って原本の体裁を保つように努めたが、印刷の都合上、体裁に相当変更の生じた。その点の了承を願う次第である。また判読の便のために、原文に読点・並列点を施した。

なお荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』に紹介の「秘宝政用集」の判読、戴利和『公事方御定書下巻』の原テキストについて（大竹秀男他編『幕藩国家の法と支配』所収）に復元の「原テキスト本文」、及び『徳川禁令考』別巻所収の「棠蔭秘鑑」を参照、対比を行っている。先づの御努力に敬意を表する次第である。

一本史料は混乱甚だしい。不要と思われる語句にはその横

珍書『公事方御定書』

に傍線を引き、削除の意を示す。戴復元語句で補うのが妥当と判断する場合には、語句中に挿入した「」内にその語句を指摘する。また戴復元語句とは異なる語句も多用されている。その場合には引用史料語句に傍線を引き、その下に挿入した「」内に戴復元語句を記載する。但し戴復元と荃田判読とが異なり、荃田判読と同一の場合は、煩雑さを避けるために指摘していない。別の機会に譲る。「棠蔭秘鑑」引用の御定書追加の語句との異同の表記に際しても、同様に傍線や「」で異同を示す。

一但し、受―請、儀―議、準―准、掛―懸、之―の、而―て等の異同は指摘していない。

一条文番号はや、大きめの赤丸印の中に数値を配するが、印刷の都合で（数値）の形で記載している。写真を参照されたい。

一その他宜しく御判断をお願いする次第である。

一五

〔横帳表紙〕

「公事訴訟取捌并

御仕置一件」

目録

- | | | | |
|------|---------------------------|------|-----------------------------|
| (一) | 目安裏書初判之事 | (十六) | 一 誤証文押而取問敷事 |
| (二) | 一 裁許絵図裏書加印之事 | (十七) | 一 盜賊火附詮儀致方之事 |
| (三) | 一 御料并一 地頭地頭違出入并跡式出入之事 | (十八) | 一 旧悪御仕置之事 |
| (四) | 一 無取上願再訴并筋違願之事 | (十九) | 一 二重御仕置之事 |
| (五) | 一 評定所箱江度々訴状入候者手鎖赦免之事 | (廿) | 一 裁許并裏判不受者御仕置之事 |
| (六) | 一 諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕置等之事 | (廿一) | 一 関所ヲ除キ致山越候者并関所ヲ忍通候者御仕置之事 |
| (七) | 一 公事吟味銘々宅ニ而仕候事 | (廿二) | 一 隠シ鉄砲有之村方咎之事 |
| (八) | 一 重キ御役人評定所一座領知出入取斗之事 | (廿三) | 一 御留場ニ而鳥殺生致候者御仕置之事 |
| (九) | 一 重キ御役人家来御仕置ニ成候節、其主人差扣窺之事 | (廿四) | 一 村方戸メ無之事 |
| (十) | 一 用水悪水并新田新堤川除等出入之事 | (廿五) | 一 村方出入ニ而江戸宿雜用并村方割合之事 |
| (十一) | 一 御料私領入会之論所見分之事 | (廿六) | 一 人別帳ニ而茂不加他之者差置御仕置之事 |
| (十二) | 一 論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事 | (廿七) | 一 賄賂差出候者御仕置之事 |
| (十三) | 一 裁許可被用証抛書物之事 | (廿八) | 一 御仕置ニ成候もの田畑闕所之事 |
| (十四) | 一 寺社方訴訟人取捌之事 | (廿九) | 一 地頭江対シ強訴、其上徒堂致シ、迹散之百性御仕置之事 |
| (十五) | 一 公事取扱并日限之事 | (卅) | 一 妻持參金田畑家屋敷闕所之事身躰限申付之事 |
| | | (卅一) | 一 過料申付方之事 |
| | | (卅二) | 一 田畑永代売買并隠地致候者御仕置之事 |
| | | (卅三) | 一 質地小作取捌之事 |
| | | (卅四) | 一 貸〔質〕地滞米金日限之事 |

- (卅五) 一 借金銀取捌之事
- (卅六) 一 同定日之事
- (卅七) 一 同分散申付方之事
- (卅八) 一 家質并船床髮結床家蔵壳渡証文取捌之事
- (卅九) 一 二重質(二重書入(二重) 売御仕置之事
- (四十) 一 廻船荷物出売出買并船荷物押領致シ候者御仕置之事
- (四十) 一 倍金并白紙手形ニ而金銀質〔貸〕借致シ候者御仕置之事
- (四十) 一 偽之証文を以金銀質〔貸〕借致し候者御仕置之事
- (四十) 一 讓屋敷取捌之事
- (四十) 一 奉公人請人御仕置之事
- (四十) 一 欠落奉公人御仕置之事
- (四十一) 一 捨子之儀ニ付御仕置之事
- (四十一) 一 養子娘遊女奉公出シ候者之事
- (四十一) 一 隠売女御仕置之事
- (四十一) 一 密通御仕置之事
- (五十) 一 縁談極り候娘と不儀いたし候もの切殺之者之事
- (五十一) 一 男女申合相果候もの之事
- (五十二) 一 女犯之僧御仕置之事
- (五十三) 一 三島派不受不施御仕置之事
- (五十四) 一 新規之神事仏事并奇怪異説御仕置之事
- (五十五) 一 変死のものヲ内証ニ而葬候寺院御仕置之事
- (五十六) 一 三笠附博奕打取退無尺御仕置之事
- (五十七) 一 盗人御仕置之事
- (五十八) 一 盜物質ニ取又者買取候もの御仕置之事
- (五十九) 一 悪堂もの訴人之事
- (六十) 一 倒死并捨物手負病人等有之ヲ〔不〕訴出候者御仕置之事
- (六一) 一 捨もの取斗之事
- (六二) 一 人を勾引トカ候者御仕置之事
- (六三) 一 謀書謀判いたし候もの御仕置之事
- (六四) 一 火札張札捨札いたし候もの御仕置之事
- (六五) 一 巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事
- (六六) 一 偽之訴人致シ候もの御仕置之事
- (六七) 一 毒薬ヤ并似せ薬売御仕置之事
- (六八) 一 似七金銀拵候者御仕置之事
- (六九) 一 似七秤似七朱墨拵候もの御仕置之事
- (七十) 一 火事ニ付て之咎之事

- (七一) 一 人殺御仕置之事
 (七二) 一 相手理不尽之仕方^ニ而下手人^ニ不成御仕置之事
 (七三) 一 疵付候もの外之病^ニ而相果疵付候もの御仕置之事
 (七四) 一 怪我^ニ而相果候もの相手御仕置之事
 (七五) 一 婚禮之節石を打候もの御仕置之事
 (七六) 一 あばれもの御仕置之事
 (七七) 一 酒狂人御仕置之事
 (七八) 一 乱気^ニ而人殺之事
 (七九) 一 拾五才以下之もの御仕置之事
 (八十) 一 科人立退并住所隠シ候もの事
 (八一) 一 人相書ヲ以御尋^ニ可成もの乃事
 (八二) 一 科人欠落尋之事
 (八三) 一 拷問可申付品之事
 (八四) 一 遠島もの并再犯御仕置之事
 (八五) 一 牢拔手鎖外シ御構之地江立帰り候もの御仕置之事
 (八六) 一 辻番人御仕置之事
 (八七) 一 重キ科人死骸塩詰之事
 (八八) 一 溜預ケ之事
 (八九) 一 無宿片付之事
 (九十) 一 御仕置仕形之事
 (九一) 一 不縁之妻を理不尽^ニ奪取候もの御仕置之事
 (九二) 一 書状を切解金子遣捨候飛脚御仕置之事
 (九三) 一 質物出入取捌之事
 (九四) 一 煩候旅人ヲ宿送りいたし候者の事
 (九五) 一 致帯刀候百性町人御仕置之事
 (九六) 一 新田地江無断家作候者の事
 (九七) 一 御仕置被成候もの欠所田畑押隠^ニ付御仕置之事
 (九八) 一 願之事
 (九九) 一 年貢諸役村入用帳面印形不取置村役人咎之事
 (百) 一 軽キ悪事有之もの出牢之上咎メ不及事
 (百一) 一 吟味中之内外より悪事相聞候共、旧悪御定メ之外者不及相糺事
 (百二) 一 詮儀事有之時、同類又者加判人之内より早速白状致シ候もの、事
 御仕置仕方之事
 但此ケ条者御仕置仕形都而御定之旨^ニ有之

惣目録

○(巻) 日安裏書初判之事

一 寺社并寺社門前、関八州之外私領、関八州之内ニ而も、
寺社領より御府内江懸り候出入

月番寺社奉行裏書

一 江戸町中〔より〕御府内江懸り候出入

月番町奉行裏書

一 関八州御料私領、関八州之外御料より御府〔内〕江懸り
候出入

月番〔御〕勘定奉行裏書

右双方名主家主五人組立合可相済、若不埒明候ハ、七
日目双方罷出候様ニ裡書可遣候、尤借金銀出入ニ候ハ、
右取斗候〔恁ケ〕年ニ兩度之日限罷出候様、書可遣候事

但支配違江懸り候出入ハ、評定所江可差出、双方一支

配ニ候ハ、其奉行所ニ而裁許可申付、在方国々江掛り

候出入〔ハ〕、何月何〔幾〕日評定所江罷出可致対決

旨裏書いたし、三奉行掛り月番ニ而初判、一座加印

一 山城 大和 近江 丹波

京都町奉行

但双方共ニ右〔四〕ヶ国之ものニ候ハ、京〔都〕町

奉行ニ而取捌

珍書『公事方御定書』

一 和泉 河内 摂津 播磨

大坂町奉行

但右同断、大坂町奉行ニ而取捌

右八ヶ国之内ニ而茂、京都・大坂町奉行支配違、又者余
国江懸り候出入ハ、寺社奉行月番初判可致〔可致初判〕
候、尤双方共〔三〕右同支配之出入、御当地江訴出候ハ、

支配之奉行所江罷出候様申渡、取上申間敷事

(一) 裁許絵図裏〔書〕加印之事

一 国境 郡境

裁許絵図

御老中加印

三奉行連印

但右之外絵図裏〔書〕ヲ以裁許之分者、三奉行〔連印〕

(三) 御料并(一) 地頭地頭違之出入之事

一 遠国奉行支配御代官〔所〕并私領百性地頭〔他〕江相懸

り候出入、其所之奉行御代官地頭より断有之候上ニ而、

取上可及吟味候、断無之内、百性訴出候ハ、取上申間

敷事

一 (一) 地頭之出入其〔ハ〕地頭より断有之候共、地頭ニ

而取捌可相済由申間、取上申間敷候、勿論地頭より断無

之百性訴出候分其〔ハ〕地頭江可相願旨申渡、是又取上

中間敷候、猶又不相済由、地頭より申聞候ハ、頭支配江申立候様可相達候

但地頭外より〔非分〕之申付ニ相聞候ハ、伺之上取上可申事

一 跡式又者養子等之出入者、地頭〔他領〕掛〔り〕合訴出候共、先方之地頭江可相願旨申聞、取上中間敷候、若地頭之裁許不審之事茂候ハ、地頭方江承届ケ候上、猶不致落着候ハ、可相窺之事

一 加判人〔有之〕儘成讓狀并加判人無之〔共〕当人自筆ニ而印形無相違書面怪敷儀も於無之者、讓り状之通跡式可申付、尤格別筋違ニ候ハ、吟味之上筋目之者江可申付事

一 御料所百性出入者、其支配人より添状無之候者、取上中間敷候、所〔品ニ〕より支配人江其趣申通〔し〕、猶又相滞候ハ、对〔談〕之上、取上申へく事

一 〔一〕地頭ニ而寺社より百性江懸〔り〕候出入も、一通〔り〕地頭江申達候上ニ而、不相済候ハ、〔得者〕、取上可致吟味事

一 寺社より領主江相懸り候出入訴出候ハ、一通り地頭江申達、不相済候ハ、〔におゐてハ〕、取上可致吟味事

〔四〕無取上願并〔再〕訴并筋違願之事

一 諸願申出候もの、一通〔り〕吟味之上、難成〔願ニ〕候ハ、難立趣申聞、重而願出候ハ、各可申付旨書付相渡、尚又願出候ハ、過料可申付事

但奉行所江願出、取上無之儀ニ付過料申付候所、遮而〔箱訴并〕御老中・若年寄中〔江〕訴訟ニ罷出候ハ、奉行所ニ而〔江呼出し〕尚又蒙〔遂〕吟味、弥於難立願者、再過料可申付事

一 親子兄弟、其外之親類ニ而も、御咎御免之願者、并再応〔往〕願出候共、不及咎事

一 惣而願之儀筋違江申出候ハ、其筋之奉行所江願出候様〔三〕申付候上、并再応ヲ〔往〕申出候ハ、其筋へ逐対談、難立願ニ而無取上旨候ハ、其筋之奉行所ニ而相応之咎可申付事

但難立願、奉行所ニ而無取上旨申渡候所、同役江右之願於申出候、寺院侍者押込、町人百性者手鎖之俣可申付事

一 三奉行所江不訴出、直ニ評定所江訴訟ニ罷出候もの〔ハ〕其筋之奉行〔所〕江罷出候様〔三〕申渡、其筋之奉行所ニ而吟味之上、落着之儀者、一座相談之上可申付事

一 親類縁者之由ニ而訴状差出候節、当人願出かたき沢茂無之候ハ、当人ニ而〔為〕願可申旨申渡、取上申聞敷事

(五) 評定所前箱江〔度々〕訴状入候者手鎖赦免之事

一 評定所前箱江難立願訴状入候者、手鎖掛預_レ置、宿仕候もの、免許之願再往〔応〕申出候者、宿并当人江、重而訴状入候ハ、可相答旨申聞、〔尤〕当人江〔三八〕右之趣証文申付、日数〔三〕無構手鎖可差免候

但寺院其外〔八本〕寺触頭〔等〕、浪人者地主家主等

へ預置、〔免〕許之願申出候節、是又前書之通申聞、証文取之、可差免事

(六) 諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕置〔直〕等之事

一 諸役人を初メ、其所之支配人非分私曲等之儀有之旨訴出候節、其役人支配人江一通〔り〕申達、尚又不相済由願出候ハ、先其旨相伺、御差図次第取斗、尤裁許之儀ハ相伺可申候

一 奉行所ニおいて諸役人〔所〕并私領、前々裁許有之候_レ而相〔事〕済候儀を、経年月、右裁許非分之〔由〕申立、并〔再〕吟味願出候共、取上申聞敷、然候共、訴訟方變成証文〔等〕有之、相手〔方ニ〕者証拠無之、先裁許必定過失〔と〕相見候ハ、伺之上詮儀_三取懸_り可申候、

若シ又双方証文無之ニおいてハ、再吟味致間敷事

但相手方不尋して不叶儀も候ハ、評儀之上、其所之

支配人或者地頭〔江〕一通り相尋可申候、猥_三相手

召寄中間敷候事

一 不願出候共、奉行所ニ而評義之上、先裁許改可致〔然〕儀者、伺之上可申付事

(七) 公事吟味銘々宅ニ而仕候事

一 公事吟味之上〔儀〕、式日立合江差出、即日不相済儀者、懸〔り〕之儀〔奉行〕宅ニ而日数不相懸様ニ吟味を詰、一座評儀之上、裁許可申付事〔候〕

但御代官手代掛申間敷事〔候〕

(八) 重〔キ〕御役人評定所一座領知出入取斗の事

一 御老中 若年寄 大坂御城代 所司代 御側衆
一 評定所一座

右之分、領知出入訴出候節、不及伺取斗、裁許〔之趣〕相伺可申事

但質地并借金銀出入之〔ハ〕、定法有之儀ニ付、不及伺事

(九) 重御役人家来御仕置に成候節、其主人差扣伺之事

一 御老中 所司代 大坂御城代 若年寄 御側衆 寺社奉

行 大目付 町奉行 御勘定奉行 御目付 大坂御定
〔城〕番 駿河御城番〔代〕 遠国奉行 右家来徒〔土〕
足輕中間〔等〕致不屈、公儀御仕置ニ成候節〔共〕、
其主人差扣不及、侍以上、又者輕キものニ而も、致徒堂
〔党〕悪事ニ候而御仕置ニ成候ハ、差扣可相伺事
一 遠国御役人〔は〕、其所ニおいて家来悪事いたし、御仕
置ニ成候ハ、右之通り可相心得事

〔十〕用水悪水井新田新堤川除等出入之事

一 諸国村々用水悪水井〔新田〕新堤川除〔等〕、他領〔に〕
掛〔り〕合候出入訴出候時者、御料者御代官、私領者地
頭家来呼出、双方障無之様〔三〕熟談いたし、可相済旨
申聞、訴状相渡、其上不相済候段、双方役人申出候ハ、
其子細承り糺、取上可致吟味事

〔十一〕御料私領入会之論所見分之事

一 論所之事、国境郡境ニ而も〔双方〕立会絵図と御国絵図
大概相違於無之者、不及検使、裁許可有之事ニ候、入組
不申儀ニ、猥ニ検使差出〔遣〕申聞敷事

一 検使不差遣候而難決儀者、国境郡境ハ御番衆・御代官、
村境者御代官斗可差出〔遣〕、〔但〕入組不申論所者、郡

境ニ而も其辺之御代官為致見分可有裁許事

〔十二〕論所見分伺書絵図等〔三〕書載候品之事

一 論所之町歩反別者勿論、証拠ニ引候諸帳面証文之文言之
内、其事之員數〔等〕書出し可申候、絵図面ニ而極候儀
者、右絵図入用之所斗ヲ小絵図ニ仕可差遣〔出〕事

一 絵図面ニ而不相分儀、又者書付之文言〔本文〕ニ難書込意
味者、其所江朱書ニ相認め、訴訟方・相手方・見分方与夫々
可致肩書候、本〔尤〕絵図之〔と〕伺〔書〕見出シ〔之〕
番付、是又朱書〔三〕認め可申候〔事〕

一 絵図面論外之分者不致彩色〔サシ〕、名所ヲ付、訴訟〔方〕・
相手方与肩書仕、差出可申事

〔十三〕裁許可取用〔証〕扱書物之事

一 御朱印者不及申、譲り状・古証文・古水帳、或者地頭出
置候書付等、其紙面疑敷儀於無之ハ、証拠〔三〕取用可
申、私ニ書記置候もの、或者寺社縁起之類、猥ニ不可取
用〔之〕事

〔十四〕寺社〔方〕訴訟人取捌之事

一 寺社訴訟人、可届所江不断して願出、添簡無之類者取上

中間敷〔候〕、強而相願候ハ、本寺触頭〔江相尋、本寺触頭ニ而可致吟味と申筋ハ、本寺触頭〕^三而〔江〕吟味可申付事

一本寺触頭ヲ相手取候歟、又者本寺触頭^二〔江〕願候而も、押置候ニ付、不得止事願出候類者、添簡無之候とも、取上吟味可致事

一寺社領之町〔人〕百性、地頭非分之儀ヲ申出候類者、地頭〔寺〕院或者神主等呼出様子相尋、品ニ寄取上可致吟味事

一寺院加り候出入、裁許申付候節ハ、触頭又者本寺呼出為承、〔裁〕許状〔三〕奥印為致可申事

一〔二〕宗法〔義〕ニ茂抱り候公事訴訟之儀者取上中間敷候、尤本寺触頭ニ而答申付^二〔候而〕も及難洪候者、又者他宗俗人入交〔り〕候出入者〔取上〕、可致吟味事

〔十五〕公事取扱并扱日限之事

一火附 一盜賊 一人殺 一人勾引 一逆罪之者 一名主等私曲非分 一博奕三笠附取退無尽 一隠シ売女 一巧事 右之外ニ茂 公儀江掛〔り〕候出入、扱之儀願出候共、為扱中間敷事

一公事扱願出候節日数、廿日ニ可限、但遠国〔江〕懸合候

〔出入者〕、往來日数を考、其節の〔々〕日限相極可申付事

〔十六〕誤証文押而取上中間敷事

一相手得心不致〔不致得心に〕、押而誤証文取間敷候、假誤証文差出置候とも、其証文〔三〕か、わらず、理非次第ニ裁許可仕事

〔七〕〔盜賊火付詮議致方之事〕

一盜賊火付詮議之儀、盜賊改メ火付改江不相渡、其手切〔限〕にて可致詮議事

〔十八〕旧惡御仕置之事

一火附 一致徒堂〔党〕 人家江押込候類 一追剥之類并重〔キ〕 盗人 一人殺

右之類者旧惡〔三〕候共、御仕置相伺可申候、此外一旦渡世之為惡事いたし、其後不宜事与存付、相止候儀証拋於分〔明〕ハ、答〔に〕不及事

〔十九〕二重御仕置申付候事

一役儀取上 過料 一過料之上 戸メ

一 敲之上 追放

一 入墨之上 「追放・所払・敲」

右之〔者〕科〔之〕輕重ニ依而、右ニ准シ可申付事

(廿) 裁許并裏判不受者御仕置之事

一 裁許不受者

中追放

一 裏判并差紙不受者

所払

(廿一) 関所ヲ除致山越候もの〔并〕関所ヲ忍通り候者御

仕置之事

一 関所難通類、山越〔等〕いたし候もの

於其所磔

但男ニ誘引せられ、山越致候女ハ奴

一同案内致候者

於其所磔

一同忍通り候者

重〔キ〕追放

但女者奴

一口留番所ヲ女連、忍〔ひ〕通〔り〕候もの

中追放

但女者領主へ可相渡

(廿二) 隠鉄砲有之村方咎の事

一 隠シ鉄砲致所持候もの

江戸十里四方〔并〕御留場〔内〕

遠島

右之外関八州 中追放 関八州之外 所払

一 隠鉄砲打候者 右同断 十里四方并御留場内

一 隠鉄砲所持之村方并他所より参り打候村方 追放歟重過料

名主組頭

〔江戸十里四方并御留場内、重キ過料〕

右之外関八州

急度叱

一 隠鉄砲致所持候者〔五人組〕江戸十里四方〔并御留場内〕

過料

一 隠鉄砲打候村方・同所持いたし候村方惣百性

江戸十里四方

輕キ過料

御留場内沓ヶ年

為過怠鳥番

一 廻場之内鉄砲三度以上打候を不存候ハ、

御留場之内

野廻〔り〕役義可取放

但野廻〔り〕之居村ニ隠シ鉄砲致所持候もの有之ニお

いてハ、役儀可取放

一 隠鉄砲打捕候もの 江戸拾里四方〔并〕御留場内

御褒美 銀式拾枚

一同訴人仕候もの 右同断 (同)(同)五枚

(廿三) 御留場ニ而鳥殺生いたし候もの御仕置の事

一網或者綱繩ニ而鳥殺生致候者 名主 過料

一鳥殺生致候村方并居村 (名主) 過料

組頭 同 組頭 叱

(廿四) 村方戸メ無之事

一在方戸メ者不申付、軽キ儀者叱可申付、重キ而も (ハ)

過料、又者名主組頭等之 (ハ) 役儀取上、猶其上ニも咎

可然、先者、過料可申付事

但江戸町続キ寺社門前并町続村方町奉行支配町人之分

者、戸メをも可申付 (候)、在中ニ而も侍鉢のものハ、

戸メニも可申付事 (右同断)

(廿六) 人別帳ニも不加他之者差置 (候) 御仕置之事

一人別帳ニも不加他之者ヲ差置候者

当人并差置候ものとも所 払

名主 重 (キ) 過料

組頭 過料

(廿五) 村方出入ニ付、江戸宿雜用并村方割合之事

一都而村方より狼藉又者不届もの之類、百性心付召捕出候節 (ハ)、路用并江戸逗留之入用、從

公義可被下候事 (之)、若又他所より差口或者外より願出候而、奉行所并御代官所より捕ニ遣候類 (ハ)、不心付

捨置候儀不念ニ付 (候間)、村中割合 (三) 可申付事

一公儀并地頭江相伺 (納) 候役懸、其外 (村入用) 公事出入之入用等之儀、可高割たる事

但入地 (作) 百性 (共三) 一同割合可申付事

一山方野方浦方、或者塩浜等、無高又者小高ニ而、家具 (數) 多場所ハ、家抱下人共、人別割ニ可申付事

但妻子 (ハ) 人別 (割) ニ可除事

(廿八) 御仕置ニ成候者田畑闕所之事

一私領百性 公儀御仕置ニ成、田畑家財共 (ハ) 闕所之節

者、地頭江取上可申旨可申渡事

但年貢滯有之 (ハ)、取上候上ニて、質入之分者証文吟味之上、無紛敷儀ニおいてハ、払代金之内を以、質取

主江 (元金) 相渡候 (歟)、金高不足候ハ、地面ニ而

相渡) 候様可申含事

(24 葉)

一山林野原之類、入会地を割取候節ハ、入作百性とも一同之高割たるへく事

一祭祀入用銀作〔勸化〕奉加等之儀〔ハ〕、申合心得次第可為事

一前々割合極置、出入無之所者、可為只今〔迄〕之通事

〔廿九〕地頭〔江〕对シ強訴、其上致徒堂〔党〕逃散候

〔之〕百性御仕置之事

一頭取 死罪 一名主 重〔キ〕追放

一組頭 田畑取上所私 一惣百性 村方〔高〕ニ応シ過料

但地頭申付〔非分有之者、〔其〕品ニ応シ一等も二等

〔も〕輕〔く〕可相伺、未進於有〔無〕之ハ、重キ咎

〔に〕可〔不〕及事

〔廿七〕賄賂差出候者御仕置之事

一公事諸願、其外勝〔請〕負事等ニ付〔而〕、賄賂差出候もの并取持致候者 〔輕追放〕

〔卅〕妻持參金田畑〔家〕屋敷闕所之事

一夫御仕置ニ成、闕所之節、妻持參金并持參之田畑家〔屋敷〕〔も〕可致闕所事

但妻之名付ニ而有之分ハ、不及闕所〔事〕

〔一〕身軀限申付方之事

一田畑屋敷家藏家財 〔取上〕

但他所ニ家藏有之〔候〕分茂取上

一店借ニ候ハ、 〔家財取上〕

但地借ニ而家作自分ニ而仕候ハ、家財家作共〔三〕取

上可申事

〔卅一〕過料申付方之事

一過料申付候員数増減之儀、例ニカ、わり不申、其者之身軀と科之輕重〔と〕ニ応シ、過料可申付事

但至而輕キものニ而過料差出候とも〔儀〕難成ものハ

手鎖可申付〔候〕事

〔卅二〕田畑永代売買并隱地致〔候〕者御仕置之事

一田畑永代〔に〕売候者 所私、家財不及闕所

死候時者子同罪

一田畑永代〔同〕買候者 過料、死候時ハ子同罪

但永代売之田畑〔ハ〕取上

一同証文〔人〕 永代売無權〔過料〕

一新田其外高請無之開発〔新田畑等、其外〕浪人侍等所持

之田畑

〔永代売無構〕

〔一〕質ニ取候もの、作取〔に〕して、質置主年貢諸役勤

候分

永代売同前〔然〕御仕置

一隠地いたし候者

中追放

〔卅三〕質地小作取捌之事

一年季明拾〔ケ〕年過候質地

流地

一年季之内〔内之〕質地

一年季明請戻シ候様可申付

一年季限無之、金子有合次第、可受戻証文

質入之年より拾ケ年過候ハ、流地

一拾ケ年以上年季質地

無取上

〔一〕質地名所并位反別無之、

年季之無差別

或者名主加印無之不埒証文

無取上、名主過料

但右金子〔主〕地主承届、相對之上地主を定、水帳可

相改旨、名主江可申渡、尤名主質地等〔相〕名主無之

村方者、組頭加印於有之者、定法之通り濟方可申付事

一年季明不受戻候ハ、可致流地由之証文

一年季明候期月より二ケ月過候ハ、無取上

但年季〔明不〕受戻候ハ、永〔ク〕支配、又者子々

孫々迄構無之旨、且又此証文ヲ以可致〔支配〕、或者

珍書『公事方御定書』

可致名田〔三〕極〔抔〕之文言、流地之証文ニ準シ可

一質地〔元〕金濟方申付候上、返金滞候ハ、

地面金主江渡シ、流地

但〔直〕小作滞候ハ、可為損〔棄捐〕事

〔一〕質地証文之文言宜、小作証文不埒ニ候ハ、

質地定法之通裁許、

小作滞分不申付

一又質地元地主加判有之証文

元地主江濟〔方〕、定法之

通り可申付

但又質之節増金借受候ハ、其分者又質置候ものニ濟

方可申付事

一御朱印地寺社領家数〔屋敷〕共讓渡、質ニ入候寺社

江戸十里四方追放

但讓受質ニ取候もの、地面為相返、重キ過料可申付事

一証文端書ニ質地号認メ候共、受戻文言無之ニおいてハ

永代売同前〔然〕之御仕置

一讓証文と端書ニ有之候共、祝儀金・礼金抔相渡候文言有

之候得者

永代売同前〔然〕之御仕置

一小作滞質地日限之通申付、其上相滞候ハ、身限取可申付

〔一〕小作証文無之〔候〕共、別と〔小〕作無相違、本証文定法之通候ハ、質地元金斗裁許申付、小作滞者不

申付、尤地面ハ小作人より地主へ可為引渡

但〔直〕小作ニ而証文無之分者、書入ニ準シ、本証文宜候共、質地之法ニハ裁許不申付候事

一 小作証文無之候共、質地証文、小作之儀書加有之候ハ、質地金・小作金共可申付

一家守小作滞、請状通之証文ニ候ハ、〔無相違においてハ〕当人請人共ニ濟方申付、滞候ハ

〔得〕ハ兩人共〔三〕身局限可申付
一 質地之年貢〔計〕金主より差出諸役者地主相勤〔候〕証文
年季之内ニ候ハ、定法之通証文

仕置〔直〕させ、改〔双〕方并加判之名主過料

但年季明〔三〕候ハ、地面可為受戻、年季明ニヶ月〔過候ハ、定法之通流地申付、兩様共ニ双方〕過料可申付事

一 質入之地面を半分直小作致シ、質地之高不殘年貢・諸役とも、地主より相伺〔納〕候証文

右 同 断

但右同断

一 式拾年以前〔上〕之名田小作者永小作〔三〕可申付

〔卅四〕質地滞米金日限定

一 五兩以下 三十日限り

一 五兩以上拾兩迄 六十日限り

一 拾兩以上五拾兩迄 百日限り

一 五拾兩以上百兩迄 二百五十日限

一 百兩以上 十ヶ月限

一 式百兩以上 拾三ヶ月限

右日限ニ準シ濟方申付、相濟〔滞〕候ハ、地所金子并〔主江〕為相渡可申候、尤其人之上ニ心シ、取斗可申

〔候〕事

〔卅五〕借金銀取捌之事

〔典拠不明〕

一 借金銀 〔証文面ニ借主故障之義

一 祠堂金 有之候ハ、加印相弁

一 官金 之文言有之候共、借主

一 書入金 存命之内ハ加印のもの

一 立替金 へ濟方不申付、勿論又

一 先納金 借財、其子引受之事、

一 為替金

証文加印之類者当人に

一 職人手間賃金

限り、其子相手取候儀

一 持參金

者不相成候事

一 売掛金

〔日寄附込帳ニ記候借金印形無之分〕
一 宛所無之、年貢〔号〕無之証文、証文〔之〕末〔三〕

一 仕入金

利足定有之、定書載有之、其所ニ印形無之利足、
無取上

一 諸道具預り

証文ニ而金子借候類

一家質金并質地金〔并〕請〔諸〕借金、宛所違之証文ヲ以
於訴出者、
無取上

一 右之外〔分〕、享保十四〔西〕年以來之滯者、四月・十

〔但証文讓請候由申候共、証摺無之ニおゐてハ〕
取上申間敷事

一月 壹ヶ年兩度濟方可申付

〔但証文讓請候由申候共、証摺無之ニおゐてハ〕
取上申間敷事

一 但右日限之節、少〔々〕も相濟候ハ、壹ヶ月〔年〕

〔但証文讓請候由申候共、証摺無之ニおゐてハ〕
取上申間敷事

一 兩度ツ、幾度も切金ニ為差出、其上ニ而濟方不埒明〔三〕

〔但証文讓請候由申候共、証摺無之ニおゐてハ〕
取上申間敷事

一 候ハ、身鉢限可申付事

〔但証文讓請候由申候共、証摺無之ニおゐてハ〕
取上申間敷事

一 地代金

三十日限濟方可申付

一家 質 利足 壹割半以上之分ハ壹割半ニ可極〔直〕

一 店質〔賃〕金

右同斷

諸借金

一 右二ヶ条、日限ニ不相濟候ハ、切金〔三〕為差出、其

〔卅六〕借金銀取捌定日之事
一 四月十六日 十一月十六日

一 上濟方不埒ニ候ハ、身鉢限り〔三〕可申付〔候〕

〔卅六〕借金銀取捌定日之事
一 四月十六日 十一月十六日

一 連判証文有之〔諸〕請勝負金、徳用割合受取候定、芝居

〔卅六〕借金銀取捌定日之事
一 四月十六日 十一月十六日

一 木戸錢、無尺金

〔卅六〕借金銀取捌定日之事
一 四月十六日 十一月十六日

一 但証文儘ニ有之〔候〕共、仲〔ケ〕間事ニ相聞〔決〕

〔卅六〕借金銀取捌定日之事
一 四月十六日 十一月十六日

一 候ニ付而者、一向取上申間敷〔事〕

〔卅七〕借金銀分散申付〔方之〕事

一金銀借〔り〕方之もの、身躰分散シ〔之〕節、貸方〔之〕内〔少々〕不心得〔得心〕候〔之〕もの有之由願出候ハ、分散受候様〔三〕申聞、若シ不心得〔得心〕ニ候ハ、心得〔得心〕之余〔もの〕斗ヘ分散割合為相渡不〔可〕申候、尤借〔り〕方之もの身上持次第、割合受〔取〕候ものも、不請〔もの〕も、一同〔三〕追々〔而〕相掛様〔三〕可申渡事

〔卅八〕家質并船床髮結床家藏売渡証文取捌之事

一家質金

〔何ケ年以前ニ而も、金高二心、日限濟方可申付〕

但日限之上於滯者家質可〔為〕相渡、日限之内之宿質

〔賃〕も濟方可申付候、尤年季之内ニ而も、宿質〔賃〕

滯上り〔三ケ〕月過訴出候ハ、取立〔上〕可申事

〔一〕家質金滯日限定

一金三拾兩以下

一同〔金〕三拾兩以上

一同〔金〕五拾兩以上

一同〔金〕百兩以上

但百兩有余者、見合日限可申付

一同〔金〕千兩以上

十二ヶ月限

右日限之内、宿質度〔家賃も〕濟方可申付〔事〕

一拝領屋敷家質ニ入、為〔及〕出入候ニおゐてハ、

屋敷〔ハ〕取上、屋敷主者百日押込

但致書入、金子借候も家質金同然之事

一髮結床并廻候〔り〕場所、或者船床書入証文

家質ニ準ジ、金高二

心シ日限濟方可申付

但日限之上相滯候ハ、証文〔之〕品為相渡可申事

一諸寺院寺附之品書入、又者売渡シ証文ヲ以金子貸〔借〕

いたし候ニおいてハ、

借主

寺院ニ候ハ、逼塞

〔俗人ニ候ハ、手鎖〕

但金子〔主〕者不埒〔之〕貸方〔二〕候間、濟方〔之〕

不及沙汰、俗人ニ候ハ、手鎖

一家藏売渡証文ニ而金子借〔り〕家質ニ準シ、金高二

候類 但日限之上相滯候ハ、証文〔之〕品為相渡可申付

〔一槩成質物を以借り候金銀 家質ニ準シ、金高二心

シ、日限濟方可申付〕

(卅九) 二重質・二重書入・(二重) 売御仕置の事

一 田畑屋敷二重質入致シ候もの

質入主 中追放

名主 田畑取上軽追放

加判人 所 払

但田畑屋敷者初^二〔之〕金主江相渡之、〔後之金主江ハ〕

家財取上可相渡、尤名主・加判人馴合談合等^二致〔礼

金等取〕候ハ、 中追放

一 田畑家屋敷并建家等、二重に書入候もの

書入主 軽キ追放

請人 過料

但書入之所〔品〕者初之金主へ相渡、後者〔之〕金主

江〔ハ〕家財取上可相渡、尤証文〔人〕馴合、談合

〔礼金〕等取り候ハ、江戸払、勿論後之金主書入之訳

見〔乍〕存、於書入証文取上〔候〕、江戸十里四方追

放

一 諸買〔商〕物代金請取、其所へ〔品〕不渡、外^二〔江〕

二 重壳致し候もの

手鎖之上十日限濟方申付、

三十日之内〔濟方〕無之

候ハ、身軀限可申付

(四十) 廻船荷物出売出買并船荷物押領致シ候者御仕置の

事

一 廻船荷物出売出買致シ候もの

買主・売主共

重〔キ〕過料

但荷物代金共〔二〕取上、荷物者問屋へ相渡可申事

一 打荷物、或者破船と偽、荷物を押領致シ候者

船頭 獄門

上乘 同罪

〔水主 入墨之上重敲〕

但吟味之上、浦証文ハ有之〔候〕とも、類船無之、差

而船痛不申〔候〕処、打荷致し候ニおいてハ、船頭過

料拾メ文、上乘同三メ文、水主無構

(四十) 倍金并白紙手形ニ而金銀貸借致し候もの御仕置の事

一倍金并白紙手形ニ而質地借金等取やり仕候もの、不埒ニ付、

濟方之不及沙汰、双方并証人とも、過料可申付〔事〕

但金主・借主過料員数之儀者、例ニ不抱〔拘〕、身上ニ

応し、重〔ク〕可申付〔事〕

(四十一) 偽之証文ヲ以金銀致貸借候者御仕置の事

一金銀借用之証文、及露頭候而者筋立かたし、又者支配頭〔或ハ〕頭候而申訊〔分〕難立相〔相立〕者之名を偽、文言之内江書入、金銀借候者死罪

但右之趣乍存、貸〔候〕ニおいて者、貸候もの〔も〕

同罪

〔四十〕讓り屋敷取捌之事

一讓受候町屋敷、町内へ弘メ無之、町名主前不改類、及訴出〔出入〕候ハ、屋敷取揚ケ

〔四十〕奉公人〔請人〕御仕置之事

一奉公人給金滞

但日限之節、半金茂差出候ハ、十日之日延ニ、其上ニ而滞候ハ、身限可申付事

一請人死失歟、於致欠落者、

但右同断

一武士方奉公人を人主ニ取候分

但日限申付方右同断、日延申付候上、滞候ハ、其者

衣類道具等、滞金〔之〕高ニ積〔り〕可〔為〕相渡事

一給金出入、主人より請人之家主江相届、預〔り〕証文取

置候已後、請人於致欠落者、

家主江給金濟方

并尋可申付事
但右立替金受人之店受江、家主掛り候者〔とも〕申付間敷事

一奉公人病氣ニ付宿江下〔ケ〕候所、快氣いたし候得共、不相帰、外江奉公に於出者、奉公人出入ニ付、断并給金取立、或者預ケ置候ものを疵付、又者打擲いたし候もの

受 人 中追放

奉公人 軽追放

〔一奉公人出入ニ付、断并給金取立、或預ニ来候ものを疵付、又者打擲いたし候もの〕重キ敲之うへ 江戸払

但敲〔三〕難申付候もの〔ハ〕、中追放

一致取込〔逃〕引負之〔候〕者受人江引渡シ、請人より可濟旨証文取置候を〔上〕、奉公人於致欠落者、

取込〔逃〕引負金とも

〔三〕受人江濟かた可申付事

但引受之証文於無之ハ、欠落尋〔計〕可申付事

一欠落奉公人

受人江三十日限り尋申付、三十日切〔三切日〕延之

上、於不尋出者、過料

但取逃致候者〔ハ〕六日限り〔切〕日延尋可申付〔事〕

一取逃之品売払ニおいてハ、買主より為戻可申候

但金子杯者遣ひ捨候事、分明ニ候ハ、捨り可致事

一取逃之儀乍存、奉公人斗隠置候受人〔人主〕

人主江戸十り四方追放

一奉公人給金請人立替、相済候已後、下受人江掛〔り〕候

節〔者〕

〔三十日限済方可申付〕

〔一欠落奉公人を請人見出、当宿江於預置候ニハ〕

立替金給金雑用とも〔ニ〕

当宿へ三十日限〔可申付〕

但右欠落もの并〔を〕引返〔度〕旨、請人相願候ハ、

引返させ可申事

一武士方・町方共、欠落壹通〔り〕之ものを尋出、於召捕

者、受人ニ〔江〕相渡、心次第申付候事

主人受取度願候ハ、主

人江可相渡

但致欠落、三日之内他所ニ而致悪事候ハ、主人〔方〕

江為引渡〔取〕、欠落ニ立申間敷候〔事〕

一人宿之外、素人宿之分者、親類并同然〔国〕之好身

〔ニ〕候ハ、拾人迄ハ

可為〔致〕受判

但拾人余ニ候ハ、過料可申付事

一奉公人受人店受無之出入者、家主引受相済、当人店立願

〔出〕ニおいてハ、

当人者門前払申付、追而

住所見届、家主願出候節、

身限〔り〕可申付

一自身〔分〕之名を替、奉公人之受ニ立候もの、

江戸十里四方追払〔放〕

但奉公人〔と〕馴合、判賃〔賃〕ニ付〔之外ニ〕、給金

之内をも配分取、為致欠落候ハ、死罪

一人之仕業と相見へ候寄子〔之〕変死を、不存分ニ致し候

もの

但人之仕業と不相見変死いたし候を、不訴出分ハ叱り

一寄子致欠落参候儀ハ存候〔得〕共、盗人と不存、宿〔い

たし〕、雜物質置主ニ成、セ話〔いたし〕遣、配分者不取

もの 江戸十里四方追払〔放〕

一受ニ立、奉公ニ出〔し〕置候ものを誘引出入者〔し〕、又

候〕外江売候もの 死罪

一取逃之雜物を預り置、配分いたし、又者礼金等取、当人

ヲ隠置候受人人主 同断〔死罪〕

一奉公人と馴合、再応欠落為致候受人 同断〔死罪〕

但寄子之内欠落不尋出請人、及七度候ハ、江戸払

申付事

(四十) 欠落奉公人御仕置の事
一手元ニ有之品を、風与〔与風〕取逃いたし候もの

金子拾両〔より〕以上、雑物

〔八〕代金ニ積り拾両〔位より〕

以上〔八〕 死罪

同拾両〔よりカ〕以下、雑物之

〔者〕代金〔三〕積り拾両以下

〔位迄ハ〕 入墨之上敲

一使ニ為持遣候品取逃之〔候〕時、雑物代金ニ積り壹両以

上〔八〕 死罪

一巧候儀茂無之、軽キ取逃致候者 敲

一給金〔請〕取、主人方江不引越もの 同〔敲〕

一度々欠落致し候者 重敲

一主人之金子〔を〕持出、博奕いたし〔打〕候者 同断〔重敲〕

一引負いたし候者、一向弁金〔於〕無之〔八〕 同断〔重敲〕

金高ニ応シ 五拾敲〔敷〕

百敲

但当事人并親類之身上ニ応し、引負金高三分一、或者五

分一、又者十分一相渡〔濟〕候ハ、当人出牢之上、

追而身上持次第、幾度も主人〔方〕より相懸り候様可

〔一〕欠落者之儀之〔三付〕御仕置〔之事〕

一受〔合〕人茂無之、欠落者を囲置候者 過料

一欠落もの有之を不申立、闕所ニ可成品を於押〔隠〕置〔候〕

者 〔名主〕江戸十里四方追放

家主 右同断

五人組 過料

〔四十〕捨子之儀ニ付御仕置の事

一金子ヲ添捨子ヲ貰、其子ヲ捨候もの 引廻之上獄門

但切殺・メ殺〔候〕ニおいてハ、引廻之上磔

一捨子有之ヲ内証ニ而隣町〔等〕江又候捨候もの〔儀〕、於

頭者 当人 所払

家主 過料

五人組 過料

名主 江戸払

〔但吟味之上、名主五人組家主等不存儀無紛候ハ、無構〕

〔四十〕養子娘を遊女奉公ニ出シ候もの之事

一軽キもの養子娘遊女奉公ニ出シ候もの

実方より訴出候共、無取上

とも〔三〕取上

但卑賤之者江養子ニ遣候ハ、実方ニも其心得可有之

但五ヶ年之内、明キ地ニいたし置、六ヶ年目ニ元地主

事ニ候間、証文有之候共、無取上、然候共養娘格別及

願出候ハ、為買取可申候

難儀候〔事〕ヲ、養父取斗候ハ、可遂吟味候、実方

一御扶持人、又者御用達町人拝領屋しき 一件御仕置

〔子〕ニ而も親之仕方外之儀有之候ハ、吟味之上、

右同断

相応之御仕置可申付事

〔四十八〕 隠売女御仕置之事

一 隠売女致候もの、〔并〕踊子ヲ抱置為致売女もの

一 寺社門前町家〔屋〕

家財取上〔百日〕 手鎖ニ

地主有之町屋敷〔三候ハ〕

而所へ預ケ、隔日封印

ハ、地面家蔵共〔三〕取上

〔改〕

相払、買受候ものより年貢

一 隠売女・踊子類〔共〕請人人主三ヶ年之内新吉原〔町〕

但寺院・神主ハ寺社奉行ニ而叱置、身〔自〕分ニ而遠慮

へとらせ遣ス

いたし候様〔三〕可申付候

〔一請人人主〕

一同地借〔り〕町屋敷之分〔ハ〕

一家主

家財三分一〔二〕取上

家蔵取上、六〔五〕ヶ年之

家財家蔵取上、且〔百日〕

内明〔キ〕地ニ為致置可申

手鎖ニ而所〔江〕預、隔

但寺院・神主等〔答〕右同断

一 五人組

過料

一妻を隠売女〔之類〕ニ出し候もの 家財取上重敲

一名主

重キ過料

一 地主

外ニ罷在候共、家蔵地面

〔四十九〕 密通御仕置之事

珍書『公事方御定書』

三五

一 密通いたし〔候〕妻

死罪

〔いたし、誘引出し候もの〕

一 密通之男

同断〔死罪〕

女者为相返、男者手鎖

但実〔之〕夫を殺候様〔三〕勸候歟、又ハ手伝いたす

一下女下男之密通

人主歟、主人江引渡遣ス

〔候〕ニおいてハ獄門

一 密夫いたし、実之夫を殺〔し〕候者 引廻〔し〕之上磔

〔五十〕縁談極候娘と不儀いたし候を切殺候もの之事

一 密夫いたし、実之夫ニ疵付候もの 引廻〔し〕之上獄門

一 縁談極〔置〕候娘と不儀いたし候男并娘共切殺候親、右

一 主人之女房〔妻〕江密通之手引致シ候もの 死罪

見届候段、無紛ニおいてハ無構

一 養母・養娘并娘与密通いたし候者 男女共獄門

男女共遠国

一 姉妹・伯母・姪と密通致し候もの

非人手下

〔五一〕男女申合相果候もの、事

一 離別状不遣、後妻ヲ呼候もの

非人手下

一 不儀ニ而致相对死候もの 死骸取捨為弔申間敷事〔候〕

但利欲之筋ヲ以之儀ニ候ハ、家財取上、江戸払

〔所 払〕

但一方存命ニ候ハ、下手人

一 離別状〔を〕不取、他〔江 縁〕〔嫁〕候もの〔女〕

一 双方存命ニ候ハ、三日晒、非人手下

一 離別状〔を〕不取、他〔江 縁〕〔嫁〕候もの〔女〕

一 主人与下女相对死〔致〕損、主人存命ニ候ハ、非人手下

髪を刺〔剃〕親〔元〕へ相渡〔返〕ス

但右之取持いたし候もの、過料

過料

一 離別状無之女、他江縁付〔ケ〕候親共〔元〕

過料

〔五二〕女犯之僧御仕置之事

但呼取候男、同断

過料

一 寺持之僧

一 主人之娘と密通いたし候もの

中追放

一 所化僧之類

但娘者手鎖を懸、親共〔元〕へ相渡

中追放

晒之上、本寺触頭へ相渡、寺法之通可為致

一 主人之娘江密通之手引いたし候もの

所 払

一 密夫之僧

寺院〔持〕、所化僧之無

一 夫無之女与密通之手引いたし候もの

所 払

一 密夫之僧

差別、獄門

(五三) 三嶋流〔派〕 御仕置の事
不受不施

〔三嶋流〕〔派〕・不受不施類〔之法〕を勸候もの

改宗可致〔可致改宗〕由申候共、

遠 島

但勸〔メ〕候もの俗人ニ候ハ、家可致相統〔相統可致〕子者、可致改宗由申候とも、所払、其外妻子可致

改宗旨申ニおゐてハ、無構

一同伝法ヲ受、其上勸〔メ〕候者之宿致シ候もの

改宗可致〔可致改宗〕申候共、

重蔵払〔追放〕

〔一同伝法を請候内、勸メ候もの

右同断

之住所等世話いたし候もの 田畑取上所払〕

一同勸〔メ〕候ものを村方ニ差置候名主組頭 役儀取上

但届依致シ候ニおいてハ、可致改宗由申候共、名主者

田畑取上輕キ追払〔放〕、組頭者田畑ヲ取上所払

一同勸免候ものハ不致住居候共、大勢村方之もの届依〔いたし候を〕不存ニおいてハ、
名主 重キ過料
組頭 輕キ過料

但右同断

一同伝法を受候もの

遠 島

但致改宗旨、〔自〕今右宗旨持〔ツ〕間敷旨、証文致

珍書『公事方御定書』

〔致証文〕スニおいてハ、無構

(五四) 新規〔之〕 神事仏事并奇怪異説御仕置之事

一新規之神〔事〕 仏事いたし候もの

出家社人ニ候ハ、

其品重〔キハ〕所払

其品輕キハ 逼塞

俗人ニ候ハ、過料

一奇怪異説申触シ、人集致し候ニおゐてハ

人集致候もの〔宿〕 江戸払

発記〔起〕致し〔申〕触候

頭取 〔右〕同断

〔同〕世話いたし候もの 所払

但人集致し候もの〔宿之〕名主押込、五人組過料、在

方ハ名主役儀取上、組頭過料

(五五) 変死之ものヲ内証ニ而葬候寺院御仕置の事

一通例之死与不〔相〕見変死之もの〔を〕

内証ニ而葬候寺院

五拾日逼 塞

(五六) 三笠附博奕打取退無尺御仕置の事

三七

一 三笠付点者・同金主〔元〕并宿、博奕打筒取并宿、取退無尺頭取并宿 遠島

一 三笠付之句拾・取退無尺之札壳 家財取上非人手下
一 取退無尺鬮振せ話役 三笠付致シ候もの・博奕打候もの

〔一三笠付致シ候もの・博奕打候もの・取退無尺致し候もの〕
〔家財取上江戸払〕
家財家蔵取上候程之過料、家蔵無

一致取退無尺候もの、武士屋敷ニ而召仕博奕いたし候もの
之者ハ五メ文、或ハ三メ文過料

一 惡賽拵候もの 入墨之上重敵 遠島
一手目博奕打候もの三笠付点者金元并宿之家主 遠島

一 〔三笠付点者金元并宿之家主〕博奕宿并筒取渡〔致〕シ候者之家主・取退無尺〔之〕宿并頭取之家主

家財取上百日手鎖
一 同地主 〔屋敷取上〕

但五ヶ年過、〔元〕地主へ帰〔し〕被下之、外ニ而致候者之地主ハ、三ヶ年過、〔返し〕可被下之

附其日稼之者、売〔商〕先ニ而〔当分〕博奕筒取致候類之〔ハ〕地主并所之者とも不及答

一 三笠附宿・博奕〔打宿〕并〔取退無尺宿〕兩隣〔并〕五

人組取退無尺宿

但在方ハ組頭五人組とも過料

一 同名主 但在方者過料 五十日押込

一 同町内 家主〔並〕 廿日戸メ 向側小間〔三〕 応シ過料

一 輕キ賭〔掛ケ〕之宝引よみかるた打候者 三十日手鎖 過料三メ文

一 同宿いたし候者 雖為同類、其科をゆるす

一 三笠付点者・同金元并宿、博奕打筒取并宿、〔取退無尺頭取并宿〕訴出候者、〔同類たりといふ共其科を被免〕 御褒美銀式拾枚

但句拾・札壳等〔を〕訴出、其手筋ニ而右之もの共を捕候ハ、金五両、又者三兩御褒美可被下候事

〔五七〕盗人御仕置之事
一人を殺、盜致候もの 引廻之上獄 門

〔一〕盜ニ入、刃物ニ而人ニ疵付候もの 盜物持主へ取返候共、 獄 門

一 盜ニ入、刃物ニ而無之外之品ニ而人ニ疵付候もの 盜物持主へ取返し候共、

盜物持主へ取返し候共、

右同断〔死罪〕

一盗人刃物ニ而人ニ疵付候もの

右同断死罪

一盗可致与徒堂〔党〕いたし、頭取

獄門

人家江押込候もの

死罪

一家内江忍入、或者土蔵〔杯〕ヲ打破〔り〕候類

死罪

金高雑物多少ニよらず

死罪

但忍入候共、巧候儀ニ而も無之、其品軽キハ、入墨之

但配分不取候ハ、敲之上所払

上重キ敲

御林之竹木を申合
盜伐致候者 頭取準し候ハ、〔もの〕中追放

一盗人之手引いたし候もの

死罪

一片輪者所持之品を盜取候もの

同断〔死罪〕

一追剥致候もの

獄門

一追落いたし候もの

死罪

一手元ニ有之品〔を与〕風盜候類

〔一〕橋之高欄、又者武家〔土〕屋敷〔之〕敲

金子ハ拾両〔より〕以上、雑物者代金ニ積

死罪

り拾兩位より以上〔ハ〕

死罪

金子〔ハ〕拾兩〔より〕以下、雑物〔ハ〕

〔一〕湯屋江參、衣類着替候もの
〔一〕輕キ盗人之宿いたし候者 所払

代金ニ積り拾兩〔位より〕以下〔ハ〕

一盗人〔物〕与不〔乍〕存、世話いたし候もの、配分〔ハ〕

入墨之上敲

不取候もの 敲

一悪堂〔党〕もの与不〔乍〕存宿いたし、盜物売払遣、或

死罪

〔又〕者質ニ置遣〔し〕配分取候者

死罪

一悪堂〔党〕者与不〔乍〕存宿致〔し〕、又者五七日〔ツ、〕

可致評儀事 右二〔三〕ケ条、其品輕〔重キ〕者御仕置臨時〔三〕

宿逗留〔為〕仕候ハ、〔もの〕 重キ追放

但悪堂〔党〕もの礫に〔被〕行候ハ、宿致シ候もの

死罪

一家蔵江忍入候盗人ニ被頼、盜物持運、配分取候もの

敲之上輕追放

但配分不取候ハ、敲之上所払

御林之竹木を申合

盜伐致候者 頭取準し候ハ、〔もの〕中追放

同類 過料

一輕キ盜致候者 敲

一一旦敲ニ成候上、輕〔キ〕盜致候もの 入墨

一途中ニ而〔小〕盜致シ候もの 敲

〔一〕橋之高欄、又者武家〔土〕屋敷〔之〕敲

〔鉄砲〕〔物〕外シ候者 同〔敲〕

一湯屋江參、衣類着替候もの 所払

〔一〕輕キ盗人之宿いたし候者 所払

一盗人〔物〕与不〔乍〕存、世話いたし候もの、配分〔ハ〕

不取候もの 敲

一盗人〔物〕与不〔乍〕存、預り候もの、 敲

右二〔三〕ケ条、其品輕〔重キ〕者御仕置臨時〔三〕

可致評儀事

一陰物売〔買〕 入墨之上敲

但年来此事ニ懸居候〔もの〕ハ、死罪

一陰もの連人存売候もの 右 同 断

〔一陰物と乍存、又買いたし候もの 入墨之上敲〕

一盜物と者不存候得共、出所不相糺質物ニ置遣候もの 過 料

〔二〕都而盜物之品者被盜候者へ相返シ可申候、金子遣捨

り候者、可為損失、勿論盜物取戻シ候共、無差別

右〔左〕之通御仕置可申〔付〕事

〔五八〕盜物質〔三〕取、又者買取候者御仕置之事

一盜物〔と〕不存、証文〔人〕取之如通例質ニ取、吟味之

上、質〔盜〕物之儀不存訊ニ聞〔決〕候ハ、証文〔人〕

三元金為償、質物者取返シ、被盜候ものへ相渡可申事

但証文〔人〕も御仕置ニ成、金子〔可〕差出懸り無之

候ハ、質屋可為致損ぞ金候、尤証文〔人〕無之、或

者不念之質取方ニ候ハ、質屋〔為〕致損金、其上各

可申付事

一盜物与不存、反物其外買取候者、其〔色〕品取返、被盜

候ものへ相返、代金ハ買主不取候共〔不念候間〕、可為

致損〔金〕候、証人取候而買取候ハ、証文〔人ニ〕代

金買主方〔江〕為相渡可申〔候〕事

但其〔被〕盜候色品、有所不相知、代金盜人致所持候

ハ、取上、被盜候ものへ相渡可申候、盜物買主より取

返候上、代金盜人致所持候ハ、公儀江取上可申事

一盜物ヲ〔と不存〕買取、売掛〔払〕候節者、売先段々相

糺、代金ヲ以買為戻〔戻させ〕、被盜候ものへ為相返、

但売先不相知候ハ、初発買〔取〕候ものより被盜候

ものへ、代金ニ而為償可申事

一紛失之節〔もの〕、惣町触之節、隱置候者

一組合之定有之商物、組合ニ不入買物〔商売〕いたし候者

一主〔卷〕人両判、或者証文〔人〕無之質物ヲ取候もの

但町触之節於訴出ハ、其品取上、不答およば

〔五九〕悪堂〔党〕もの訴人之事

一悪事有之候もの〔を〕召捕差出候歟、又ハ訴出候時、右

悪堂〔党〕之者方より、召捕訴出候儀〔ものニ〕も悪事

有之よし申掛候共、猥ニ相糺申間敷候、若し本人より重

家財取上江戸払

商物取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

其品取上過 料

キ悪事〔を〕証拠〔慥ニ〕ヲ申ニおいてハ、双方可致証
儀〔詮議可致〕事

但物而罪科之者ヲ於訴出者、雖為同類〔同類たりとい
ふ共〕、其科ヲ被免候事ニ候条、其趣ヲ以可致作略事

〔但右同断〕

名主 江戸十里四方

追放

所払

(六十) 倒死并捨物手負病人等有之ヲ不訴出もの御仕置の

事

一倒死并捨物等有之を押し隠、於〔不〕訴出者

見せ先屋敷内に在之〔候〕ヲ

隠置候店借地借

過料五貫文

家主地主〔地主家主〕五人組

過料

名主

戸ノ

但地主家主〔名主〕五人組不存ニおいてハ、無構

一変死并手負候ものヲ隠置、不訴出、其外病人等隣町江於

送遣候ハ、

見せ先屋敷内に在之〔候〕ヲ

隠置候店借地借

江戸払

地主家主五人組

(六一) 捨〔ひ〕物取斗之事

一捨〔ひ〕もの之儀訴出候ハ、三日晒、主出候ハ、金

子ハ落主江〔と〕拾主等〔ひ候もの〕へ半分ツ、為取可

申事〔候〕、反物〔之〕類ニ候ハ、不残主へ相返し、

拾〔ひ〕候者江者、落候ものより相応ニ礼為仕可申事

一落〔し候〕物之主相知不申候ハ、六ヶ月見合、弥主無

之候ハ、拾〔ひ〕候ものへ不残為取可申事

一拾〔ひ〕物致し、不訴出儀、於顯候_ニ者

過料

(六二) 人勾引_{トカ}御仕置の事

一人ヲ勾引候者

死罪

一勾引候者与馴合売遣、分〔ケ〕前取候もの 重キ追放

(六三) 謀書謀判致シ候者御仕置〔之事〕

一謀書又者謀判いたし候もの

引廻之上獄門

但加判人死罪

一 謀書ヲ不〔と乍〕存、任頼、認遣候もの 重キ追放

一 巧事を以人ヲ打擲いたし、同類之内ニ而〔より〕取扱、物ねたり取候もの 其品重キハ 獄門

(六四) 火札張札捨文致し候もの御仕置の事

一 不得物取候其〔共〕、品

一 遺恨を以火を附へく旨、張札又者捨文致し候者

二 寄、 死罪

死罪

但同類者仕形ニ寄、其節御仕置可相伺事

一 遺恨を以捨文致し候者〔人之悪事等〕、偽之儀〔を〕認、張札又ハ捨文致し候もの

死罪

一 遺恨を以捨文致し候者〔人之悪事等〕、偽之儀〔を〕認、張札又ハ捨文致し候もの

一 願不受儀を叶候躰ニ申出〔成し〕、会所立〔建〕、懸札等致〔出〕し候もの 家財取上 江戸払

死罪ニ不〔可〕及程之儀 認候ニおいてハ、 中追放

中追放

於致者、名主〔ハ〕押込、家主五人組ハ過料

一家主〔并〕五人組〔を〕拵、訴訟ニ出候者 敲

但似セ家主五人組ニ成候者、同罪

(六五) 巧事かたり事重キねたり事故し候もの御仕置の事

一 売人・買人ヲ拵、似セ物売〔商〕候者

一 かりごと品の品、対 公儀の〔江候〕事カ、又者重キかたり、巧事いたし候者 死罪

入墨之上中追放

但輕キかたりこと、巧事ニ候ハ、入墨、又者敲

一 巧成儀を申掛、度々金子等かたり取候者

金子等〔高〕雑物之多少

によらず、 獄門

但不得物取候共、巧之品ニ寄、死罪〔獄門之内、相当

之御仕置可相伺事〕

一 御褒美可取巧ニ而、偽之訴人致候者 敲之上中追放

() 獄門之内、相当之御仕置可相伺事

〔六七〕毒薬并似せ薬売御仕置の事

一毒薬売候者

引廻之上獄門

一似せ薬売候者

引廻之上死罪

〔六八〕似せ金銀拵候者御仕置の事

〔六九〕一似せ金銀拵候者

引廻之上磔

但懸目違無之ニおいてハ、中追放

〔藪⑧〕似せ秤似枙似七朱墨拵候もの御仕置之事

一似せ秤拵候者

引廻之上獄門

但入〔掛〕目違無之ニおいてハ、中追放

〔一似せ枙拵候もの

引廻之上獄門

但入目違無之ニおいてハ、中追放

一似せ朱墨拵候者

家財取上所 払

〔七十〕出火ニ付而之咎之事

一平日出火之節

〔火元〕

類焼之多少ニ寄、十日

但門〔小間〕拾間より

廿日三十日〔三十日廿日

以上焼失〔三〕候ハ、

十日〕押込

一御成日出火、小間拾間以上焼失、并平日三町より已上焼

失之節

右火元五拾日手鎖、〔火元之〕地主三十日押込、〔火

元之〕家主同断〔三十日押込〕

〔風上式丁〕〔町〕風脇〔左右〕式丁〔町〕宛左右六丁〔町〕

之月行事、三十日押込

但御成日ニ而も、小間〔拾間〕之内ニ而、所之者とも早

速消留候者、不及咎、火元之当人〔計〕五十日手鎖、

風上風脇之〔者共〕不情〔精〕之様ス〔子〕次第、相

応之咎可申付〔候〕、尤格別情〔精〕出候ハ、誉可申

付候

一寺社門前類焼有之候ハ、其寺社七日遠慮、御成日又

ハ三町より以上之焼失ニ候ハ、十日遠慮、其外ニ〔ハ〕

町方咎同前〔断〕

〔藪⑩〕火附御仕置之事

一火を附候者

火罪

但不燃立不申候ハ、引廻之上死罪

一人ニ被頼、火を付候者

死罪

但頼候もの、火罪

一火罪之もの引廻之儀、物取ニ而火附候もの〔ハ〕晒〔二

不及〕

一日本橋 両国橋 四谷御門外 赤坂御門外 昌平橋外

右之分引廻シ通候節、人数〔不依〕多少ニかざらず、科

書之捨札建置可申候、尤火を付候所居所町中引廻之上、
火罪可申付事

但當座之儀ニ候ハ、遠島、品ニ寄、重(キ)追放
引廻之上磔

但捨札者三十日建置可申事

一親殺

一物取ニ而無之火付候者(ハ)、晒井不及捨札、火を付候処

一同為手負(候者)并打擲致し候もの
死罪

居所(町中)引廻之上、火罪可申付事

一舅を殺候もの
引廻之上獄門

一伯父伯母兄を殺候もの

獄門

(七一) 人殺御仕置之事

一主殺

二日晒一日引廻
鋸挽之上 磔

一非分茂無之実子・養子ヲ殺候者、

死罪

一主人ニ切懸、打掛候もの

死罪

短慮ニ而(与)風殺候ハ、
遠島

一主人ニ為手負候もの

晒之上磔

但親方之者、利得ヲ以殺候ハ、死罪

(一同切か、り、打か、り候もの

死罪

一弟妹甥姪を殺候もの
〔右同断〕

遠島

一古主を殺候もの

右同断〔晒之上磔〕
死罪〔晒之上磔〕

但右同断

一同為手負候もの

死罪〔晒之上磔〕

一師匠を殺候者

磔

一同切懸、打掛候もの

同〔死罪〕

一師匠〔同〕為手負候もの

死罪

一地主〔を〕殺候もの〔家守〕

引廻之上獄門

一支配を受候名主を殺候もの

引廻之上獄門

一同可殺所存ニ而為手〔疵〕負候ハ、家守

死罪

但可殺所存ニ而為手負為疵負候もの、死罪

一元地主を殺候家守

引廻之うへ死罪

一毒飼致し、人を殺候もの

獄門

一同可殺所存ニ而手疵為負候家守

遠島

但毒飼いたし候もの〔得共〕、於不死ハ遠島

一主人之親類を殺候者

引廻之上獄門

一人を殺候もの

下山人

一同為手負候者

引廻之上死罪

一人を殺の手引いたし候もの

遠島

一同切懸、打懸候者

死罪

但殺候当人欠落致シ、於不出者、下山人

一致差図、為人〔を〕殺候者

下手人

一差図〔を〕受、人ヲ殺候者

遠島

一自分〔之〕悪事〔可〕顕るを厭ひ、其人を可致殺害として疵付、或ハ詮義仕〔し〕たる人ニ遺恨ヲ含、手疵為負候もの

一口論之上人ニ疵付、片輪ニ致し候もの

但渡世茂難成程之片輪ニ致候ハ、遠島

一自分〔之〕悪事〔可〕顕るを厭ひ、其人を可致殺害として疵付、或ハ詮義仕〔し〕たる人ニ遺恨ヲ含、手疵為負候もの

一離別之妻ニ疵付候もの

一入墨之上

一人を殺候者〔旨〕致申掛候もの

遠島〔国〕非人〔手〕下

一入墨之上

一人を殺候者〔旨〕致申掛候もの

一入墨之上

一通〔り〕之中掛ニ候ハ、重キ追放

一入墨之上

但深キ巧事有之者遠島、其〔猶〕品重キハ死罪

一入墨之上

〔七二〕相手理不尽〔之仕形ニ而下手人ニ不成〕御仕置の事

一入墨之上

一相手理不尽之仕形ニ而、不得止事於切殺〔候〕者

一入墨之上

相手〔方〕重キ親類名主等、被殺候ハ、〔もの〕平日不法者ニ而、申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

一入墨之上

申分無之、下手人御免申出、無紛ニおいてハ〔候ハ、〕、

珍書『公事方御定書』

四五

余病差発〔り〕死候ハ、応〔弥〕遂〔吟〕味〔を〕、
余病ニ而死候ニ紛無之ニおいてハ、相手下手人ニ不及事

〔七六〕あばれもの御仕置の事
一御城内ニ而口論之上、拾人以上敲合伴〔摺〕合可立合候
もの
双方当人 重〔キ〕追放
同シ荷担致し候者

〔七四〕怪家〔我〕ニ而相果候者相手御仕置の事

〔敲之上〕江戸払

一弓鉄砲を放、あやまちニ而人を殺候もの

一あはれ候而町所を為騒候もの

吟味之上、あやまちニ紛
無之、并怪家〔我〕人之

敲之上中追放〔所 払〕

親類存念相尋候上、遠島

但所々ニ而あばれ候ニおいてハ、敲之上中追放

但相果候者存命之内、相手御仕置御免之願申置候ニお

いてハ、一等軽キ〔く〕可申付事

〔七七〕酒狂人御仕置の事

一定〔り〕たる矢場・鉄〔砲〕場ニ而、外より不慮ニ人參

一酒狂ニ而人を殺候もの

懸、若矢玉ニ当り、縦〔令〕其人死候とも、不及咎事

但被殺候者之主人并親類等、下〔手〕人御免願申出候
而〔と〕も、取上間敷事

一怪我ニ而与風疵付、其疵ニ而相手死候もの

一酒狂ニ而人ニ為手負候もの

〔右同断〕 中追放

疵付られ候者平癒次第、

但吟味之上、不念之儀於有之ハ、一等重ク可申付事

療治代為出可申事〔候〕

〔七五〕婚礼之節石を打候もの御仕置の事

但疵付候もの、奉公人之〔ハ〕主人江預、其外〔ハ〕
牢舎、手疵軽〔く〕候ハ、預ケ置可申事

一婚礼之砌、石を打狼藉致候者 頭取

一療治代、疵之不依多少

中小性躰ニ候ハ、

江戸十里四方追 放

銀式枚

同類 江戸払

徒士者 金壺両

足輕中間ハ 銀老杖

但町人者銀杓枚、輕キ町人ハ右ニ準シ、療治代為相渡

可申事

一療治代難出者

刀脇差為相渡可申事

一酒狂之上ニ而人を致打擲候もの

〔療治代難差出ものハ〕

諸道具取上、打擲ニ逢候

者江可為取候

一酒狂ニ而諸道具損〔さ〕候者

損し候諸〔失之〕道具償可申付

一酒狂ニ而相手モ無之あはれ、自分ニ而〔と〕疵付候もの

主人其外可相渡者〔方〕へ可引渡

但公儀御仕置〔二〕可成筋之者ハ格別、左も無之者ハ、

御構無之旨申聞、早速引渡可申事

一〔同〕あはれ候上〔迄ニ而〕疵付候儀、并諸道具等損

〔さ〕候事無之もの 立帰度由申候ハ、為留

置〔申〕間敷事〔候〕

但奉行所へ訴出候〔以〕後ニ而も、右之通可為致候事

〔七八〕乱気ニ而人殺の事

一乱気〔心〕ニ而人ヲ殺候共、可為下手人候、然レ共、乱

心之証抛〔槌ニ〕有之上、被殺候もの之主人并親類等、

珍書『公事方御定書』

下手人御免之願於申出者、遂詮儀可相回事

但主殺親殺たり〔といふ〕共、乱気無紛ニおいてハ、

死罪、自滅いたし候ハ、死骸取捨〔三〕可申様可申

付事

一乱心ニ而主〔其〕人より〔至而〕輕キ者ヲ致殺害候ハ、

下手人ニ不及事

但慮外者ヲ切殺候時、切殺捨ニ成候程之高下与可心得

候事

一乱心ニ而火を付候者、乱気之証抛於不明者死罪、〔乱心

に〕於無紛、押込〔置〕候様〔に〕親類共江可申付事

〔七九〕拾五才以下之者御仕置の事

一子こ、ろニ而無弁、人ヲ殺候者

十五才迄親類共〔江〕預ケ〔置〕 遠 島

一子心ニ而無弁、火ヲ付候もの 十五才迄親類共預

〔右同断〕 遠 島

右ニテ条、格別深キ巧有之ハ、評義之上可相回事

一盜致し候者

大人之御仕置より一等輕

ク可申付事

〔八十〕科人為立退并住所隱置候者之事

四七

- 一 火付
- 一 盜賊之上ニ而人ヲ殺候もの
- 一 致徒黨〔党〕人家江押込候もの〔類〕
- 一 追剥之類

右之類、科人同類ニハ無之候共、其ものニ被頼、住所ヲ隠し、或者為立退候もの〔ハ〕、死罪

- 一 喧嘩口論当座之儀ニ而人ヲ殺候者
- 右科人之同類ニ者無之、義理ヲ以被頼、住所ヲ隠シ、或者為立退候分者、急度叱可申付事

(八一) 人相書ヲ以御尋ニ可成者之事

- 一 対 公儀〔江〕候重〔キ〕謀斗
- 一 主殺 一 親殺 一 関所破
- 一人相書ヲ以御尋ニ候〔之〕者ヲ乍存困置、又〔ハ〕召仕等ニいたし、不訴出者 獄門

但乍存請ニ立候もの、同罪

(八二) 科人欠落尋之事

- 一 主人ヲ家来ニ 一 親ヲ子ニ 一 兄ヲ弟ニ
- 一 伯父ヲ甥ニ 一 師匠ヲ弟子ニ
- 右之類江尋申付間敷〔候〕事

一事ヲ巧、人ヲ殺候者、又者闇打、或者人家江忍入人を殺、欠落いたし候ハ、先近キ親類之内其〔老〕人入牢可申付、尋之儀、三ヶ月不尋出候ハ、猶又百日限り尋申付〔不〕尋出〔に〕おゐてハ、尋申付候者之内ニ而、近キ続ものの中追放、〔残るもの過料之上、永尋可申付候〕

但欠落者親類有之候得共、子方之者ニ候ハ、右之内〔先〕老人入牢申付、欠落者〔之〕店受人并家主五人組、在方ニ而者名主年寄等〔三〕尋申付、於不尋出〔候〕者、親類者入〔出〕牢、尋申付置候者共者、過料之上永尋可申付、且又親類老人有之、親方之ものニ候ハ、右之者共一同ニ尋申付、於不尋出者、親類者中追放、其余之者共過料之上永尋可申付事〔候〕

一 喧嘩口論ニ而人を殺、致欠落候もの尋之儀、六ヶ月之内尋申付、不尋出候ハ、過料之上永尋可申付、尤御仕置のもの一件之内、欠落者六ヶ月を限〔り〕不尋出候ハ、残候〔る〕者御仕置可申付事〔候〕

但親類入牢預ケ等〔之〕不及沙汰事

(八三) 拷問可申付品之事

- 一人殺 火附 盜賊 関所破 謀書謀判
- 右之分、致悪事候証抛樋ニ御座候〔得〕共、不致白状

〔白状不致〕もの、并同類之内致白状〔白状致〕候得共、当人白状いたさるるもの〔之〕事

一詮儀之内不決、外より〔三〕悪事分明ニ相知、其科ニ而

〔死罪〕可被行者之事

右之外ニも拷問申付可然品茂有之候ハ、評儀之上可申付事

〔八四〕遠島者并再犯御仕置の事

一遠島者、島ニ而重キ悪事いたし候ニおゐてハ、

但同類并軽キ悪事致候者、島替 於其島 死 罪

一島ヲ逃候者

右同断〔於其島〕死 罪

〔八五〕牢拔手鎖外シ御構之地江立帰候もの御仕置の事

一牢抜出候者

本罪相当之〔より〕一等重キ〔ク〕可申付

但牢番人中追放

一牢屋焼失之節放〔チ〕遣、不立帰者ハ、〔不立帰不及答〕本罪相当之御仕置可申付

候、於立帰者不及答

一右焼失之節放〔チ〕遣、立帰候ハ、

一手鎖外シ候者 本罪相当より〔一等〕軽ク可申付候 定之日数より一倍之日数

手鎖

但手鎖外シ候もの致欠落候ハ、本罪之相当より一等重ク可申付候

一同外シ遣候者

過料

但手鎖外シ候者致欠落候ハ、江戸十里四方追放 過料

一同預り候家主 但手鎖外シ候者致欠落候ハ、尋申付、不尋出候ハ、〔におゐてハ〕、重〔キ〕過料

一宿預ケ之者致欠落候ハ、

其科之品寄、一等重〔キ〕御仕置可申付事〔候〕

一御構之地江〔三〕徘徊いたし候もの、

前科〔之〕御仕置より一等重ク可申付事

但追放、或者所払〔等〕申付候所、万一〔直三〕御構

之地江立帰リ罷在候ハ、御仕置不相用もの之事ニ候 間、死罪

一御構有之者ヲ隠シ差置候もの 御仕置、当人同前〔然〕 一御構之地江〔三〕致徘徊候上、悪事いたし候もの 死 罪

一預ケ置候者を取逃シ候もの 尋申付、不尋出候ハ、

一入墨を抜、御構之地江立帰候者

過料 死罪

入牢之上、重キ病之者ハ、御仕置伺置候者ニ而も、溜江遣可申事

一入墨を抜〔遣〕候もの

敲

但逆罪之者者、病氣ニ而も、溜へ遣申間敷事

〔八六〕辻番人御仕置の事

一廻り場所之内ニ而金銀又者雜物等〔を〕拾ひ、隠し居候番人

死罪

〔八九〕無宿片付之事
一可相渡筋有之ものハ、
一引取人無之ものハ、

引取人呼出〔シ〕可〔相〕渡
門前払

〔但輕品候ハ、入墨之上敲〕

一廻り場所之内〔三而〕主人ヲ切殺、或ハ為手負候を見逃

中追放

一遠国者行倒之類〔溜預、病氣快氣之上〕

〔遁〕シニいたし、相手を不留置番人

一於辻番所博突いたし候番人

遠島

万石已上ハ領主江可相渡、御領〔料并〕万石以上〔下〕ハ其所之親類呼出、可相渡

一廻り場之内、捨子又ハ重病人有之候節、外江捨候番人

死罪

但在所ニ而科有之、又ハ欠落并村方親類致久離、好身

但倒レ死有之を押隠し、取捨候ニおいてハ、江戸払

一入墨敲ニいたし候者無宿、遠国者ニ候ハ、

〔八七〕重キ科人死骸塩詰之事

一主殺 親殺 関所破り 重謀斗

右之分、死骸塩詰之上御仕置、此外者不及塩詰事

領主江科之様子申聞、態々〔と〕領地江遣〔候〕二者不及と〔旨〕申達、領主江可相渡

〔八八〕溜預ケ之事

一牢舎申付候者、最初より溜江預〔遣〕申間敷候、乍然、

〔九十〕御仕置〔仕形〕の事

但右同断

一 鋸挽

一日引廻、両之肩ニ刀〔目〕を入、竹鋸ニ血を付側ニ立置、二日晒、挽可申与申もの有之時ハ、為挽可申〔候〕事

但田畑屋敷とも欠所

一 磔

浅草・品川ニおいて磔ニ申付、在方者致悪事候所江差遣候儀も有之、尤科書之捨札建之、三日之内、非人番〔三〕付置

但〔引廻、又ハ〕科ニ寄不及引廻ニ候事

一 獄門

浅草・品川ニおいてハ獄門ニ懸ケ〔ル〕、在方ハ致悪事候所江〔差〕遣候儀も有之、引廻捨札番人、右同断

但牢内ニおいて首を刎

一 火罪

引廻之上、浅草・品川ニおいて火罪申付〔ル〕、在方ハ火を付候所江差遣候儀も有之、捨札番人、右同断

但物取ニ〔て〕無之〔分〕者、不及捨札

一 下手人

首を刎、死骸取捨
但様^メ者^メ者不申付

一 晒

首を刎、死骸取捨、様物ニ申付
〔日本橋におゐて三日晒〕
但新吉原之者、所之義ニ付、晒ニ可成悪事致候

者、新吉原大門口ニ而晒

一 遠島

江戸より流罪之者者、大島・八丈島・三宅島・新島・神津島・御蔵島・利島、右七島之内江差遣、京・大坂・西国・中国より流罪之分者、さ

つま・大隅〔五島〕之島々・隠岐国・壹岐国・

天草郡江遣又

一 重追放

御構之場所
武蔵 相模 上野 下野 安房 上総 下総 常陸
山城 摂津 堺 奈良 長崎 東海道筋 木曾路筋
甲斐 駿河 尾張 紀伊

但田畑、家屋敷、家財共、^三闕所、勿論妻子之諸

道具ハ無構、寺院寺附之品者不及欠所、御扶持

人も家屋敷、家財右同断

〔右御構之場所ニ住居之国を加、書付相渡〕

一 中追放

御構場所
江戸十里四方 京 大坂 堺 奈良 伏見 長崎
東海道筋 木曾路筋 〔日光〕 日光道中 甲府
〔斐〕 名古〔護〕屋 和歌山 水戸

但田畑、家屋敷闕所、其外無構

一 輕追放

御構場所
江戸十里四方 京 大坂 〔東海道筋〕 日光 日光道

中 東海道 甲府

〔但關所右同斷〕

右ニケ条御構場〔所〕ニ居村を加書附相渡

右追放ハ御廓外ニ而放遣、侍ハ其場所ニ而大小渡

遣ス〔候事〕

一 江戸拾里四方追放 〔日本橋より四方江五里宛〕

但在方ハ居村共ニ構、尤科之品ニ寄、田畑、家

屋敷、家財共〔も〕關所

一 江戸扨 御構品川、板橋、千住、両国橋之内 四ツ谷

〔大〕木戸門〔より内御構〕

但右同斷

一 所扨 在方ハ居村、江戸町人〔ハ〕居町扨

但右同斷

一 門前扨 奉行所門前より扨遣ス

一 奴 望之もの有之候ハ、〔得ハ〕可遣〔ス〕、但し

望之〔候〕者有〔無之〕候内ハ、牢内ニ差置

一 追院 住居之寺江不相帰、申渡候所より直ニ扨遣ス

一 退院 住居之寺之儀〔を〕可退旨申渡ス

一 一宗扨 其宗旨を構

一 一派扨 其一派を構、同宗ニ而も外之派ニ〔成〕候得者無

構

一 斬罪 浅草・品川両所之内ニおいて、町奉行組同心斬

之、檢使御徒士目付、町方与力

一 改易 大小渡、宿江相返し、夫より為立退可申候

但家屋敷關所〔取上〕、家財無構

一 閉門 門ヲ閉、逼〔窓〕塞、釘メニ不及

但病氣之節、夜中医師招候儀、并自火ニ〔ハ〕

不及申、近所より出火之節、屋敷内火防候儀

不苦、惣而火事之節、屋敷危躰ニ候ハ、立

退、其後〔段〕頭支配江可申達

一 逼塞 門ヲ立、夜中く、りより不目立様通路ハ不苦

〔但右同斷〕

〔一 遠慮 門ヲ立く、り引寄置夜中不目立様ニ通路ハ不苦

〔但〕右ニケ条但書、閉門同斷

一 敲 數五拾〔敲〕、重キ八百〔敲〕

牢屋門前ニ而科人之肩脊尻を掛、脊骨を除、絶入

不仕様、檢使役人遣し、御徒目付〔遂〕見分、牢

屋同心〔に〕為敲候事、但町人ニ候得者、其名主

家主〔家主名主〕、在方ハ名主組頭呼寄、敲候を

為見〔せ〕候而引渡遣、無宿ものハ牢屋門前ニ而

扨〔遣ス〕

一 入墨 於牢屋敷腕ニ廻し幅三分ツ、二筋

但入墨之跡癒候而申出

一戸ノ門戸ヲ貫ヲ以釘ノ

一手鎖 其懸〔り〕ニ而手鎖ヲ封印付、隔日、又ハ科之

輕重ニ寄、日限〔を〕定、封印改る

一押込 他出不為仕、戸ヲ建寄置

一過料 三貫文 五貫文

但重キハ拾貫文、又ハ式拾兩、三拾兩、其者之身

上ニ順シ〔ひ〕、科ノ輕重、或ハ村方〔高〕ニ心シ、

員數相改〔定〕、三日之内ニ為相納〔申〕候

一座頭御仕置 物録ヘ科ノ次第申聞、座法〔三〕可申付

旨申渡

一非人手下 穢多彈左衛門、車善七江相渡

一遠国非人手下 遠国ヘ可遣旨、穢多彈左衛門江申〔聞、

相〕渡

一非人御仕置 穢多彈左衛門ヘ渡、仕置可申付〔三可致〕

旨申付

但遠国非人ハ其所穢多頭〔江〕仕置申付候様〔三〕

申渡也

〔九一〕不縁之妻ヲ理不尽ニ奪取候もの御仕置の事

一智養子不孝不埒有之、差戻シ候以後、外之養子致し、娘

〔に〕嫁〔合〕候節、先夫荷担人催參り、娘ヲ奪取候者

〔におゐてハ〕、当人死罪、荷担人之内、頭取田畑家財取

上、所払、其外ハ過料

但人ニ〔も〕疵付不申、〔其上〕養子〔父方〕之者ヘ

も〔共〕詫候ハ、当人重〔キ〕追放

〔九二〕書状切解金子遣〔ひ〕捨候飛脚御仕置の事

一金子入之書状受取、道中ニ而切解、遣捨候飛脚、金子

〔高〕不依多少、引廻之上死罪

〔九三〕質物出入取捌之事

一八ヶ月之内〔之〕質物ハ受戻可申付、八ヶ月過候ハ、

流シニ可申付事

但置主質屋相對ニ而差置候ハ、格別之事

一利足為〔相〕濟置候質物可受戻旨申候得共、売払候由ニ

而、其品不相渡質屋、質物為取〔請〕戻、過料

但質〔物〕売先不相知候ハ、元金一倍之積り代金を

相渡、過料可申付〔事〕

一壹人兩判之質物ヲ取置、可成吟味〔吟味ニ可成〕品之由

承り、質物〔を〕相返シ、預金証文ニ仕直シ、其上質帳

(九四) 煩候旅人ヲ致宿送〔り〕候者〔答〕之事

一 煩候旅人、療治〔養〕も不加、其上宿次ニ送り出〔し〕候ニおいてハ、旅〔籠〕屋所払、問屋役儀取上、年寄重キ追放〔過料〕

但脇道ニ而、問屋無之ニおいて者、名主役義取上

(九五) 致帶刀候百性町人御仕置之事

一 自分ニ〔と〕致帶刀罷在候百性町人、刀脇差〔共〕取上、軽追放

(九六) 新田地江無断家作致し候者〔答〕の事

一 新田地へ無断致家作候者、家作為取払、過料

(九七) 御仕置ニ成候者之欠〔闕〕所田畑を押隠し候もの

御仕置〔答〕の事

一 欠〔闕〕所ニ可成田畑〔地面〕於押隠者、名主輕キ追放、組頭所払

() 御仕置ニ成候者之悴親類江預ケ置候内出家願〔いたし候もの〕之事

一 御仕置ニ成候もの之悴、遠島追放等ニ申付候もの、幼少

故、拾五才迄親類江預〔ケ〕置候処、出家ニ致度旨、寺院より相願候ハ、伺之上、出家ニ可申付〔事〕

但出家〔三〕成候故〔上〕、江戸徘徊不仕、住居ヲ定置、他所江参り候節者奉行所江〔相〕届ケ、勿論

御朱印地又者御由緒有之寺院、且 御目見仕候程之寺院〔江ハ〕住職不仕、若住持不仕候而不叶沢有之カ、

公儀〔向〕江罷出候義有之候ハ、奉行所江其節可相伺旨申渡、右之段、師弟とも〔三〕証文可申付事

(九八) 年貢諸役村入用帳面印形不取置村役人答之事

一 年貢諸役村入用帳面等、惣百性へ不為見、并印形〔をも〕不取置ニおいて者、名主其役儀取上、過料、組頭ハ過料

〔但名主組頭私欲有之におゐてハ、名主家財取上所払、組頭役儀取上過料 〕

組頭役儀取上過料

(九九) 輕キ悪事有之者出牢之上不及答〔答ニ不及〕事

一 手鎖、過料、戸メ等可申付輕キ悪事有之もの、吟味之内、六十日以上入牢申付置候者之分〔は〕、出牢之節右答可申付候得共、日数〔致〕入牢ニ付、令宥免之〔候〕旨申渡、別而〔三〕答ニ不及、同類〔列〕之内不致入牢科人者、

相当之答〔メ〕可申付事

〔但所私、役儀取上候類ハ、何ヶ月入牢候共、宥免之沙汰在之間敷事〕

一 敲御仕置ニ可成もの、吟味之内拷問申付候におみてハ、追而不及咎事

〔但名目重ク相聞候共、於事实者強而人之害ニならざる〕

〔百〕ハ罪科軽重格別の事

一 似せ葉種売買〔商売〕いたし候者ハ死罪、其外ハ〔之〕

似せ物、人命ニカ、わらざる義者、咎〔メ〕軽キ事

一 枿秤私ニ造〔り〕候共、軽重大小共本様ニ無相違者、他

之損失無之故者〔其〕咎〔メ〕軽〔キ〕事

一 極貧之者、其子を同輩之者江〔之〕養子ニ遣候共〔は〕、

売候茂同前〔然ニ〕候故、養父又外々江売候共、人ヲ勾

引売候共〔とハ〕格別之事

一 人ヲ殺候もの〔を〕囲置候其〔者〕、本人同前〔然〕之

罪科ニ候得共、当座之喧嘩ニ而人を殺〔シ〕、其者ニ被頼、

儀理を以〔而〕囲ひ候類ハ、〔咎〕軽キ事

一 惣而制禁を抱〔犯〕候者有之時、証抛ヲ以〔而〕為可訴

之謀書ヲ〔認〕、或人之作り名に判を〕押候類ハ、欲心ヲ

以〔而〕人を欺候而〔と〕者格別之事、右之類、名目不

泥、其主意ヲ礼評儀可致〔可致評議〕事

〔百〕吟味中〔事〕之内外より〔之〕悪事相聞候共旧悪御定メ之外ハ不及相糺事

一 惣而吟味〔事〕之内〔より〕、外ニ而〔も〕悪事有之趣相聞〔江〕候共、旧悪共〔をも〕不被免品〔々〕者格別、

其余之悪事ハ不及相糺、最前〔より取〕懸り候吟味ヲ詰相当〔応〕之御仕置〔三〕可申付事

〔百一〕詮儀〔事〕有之時同類又者加判人之内より早速致

〔及〕白状候者の事

一 惣而詮儀事有之時、同類又ハ加判人〔等〕之内より早速

致白状、依之謀斗之もの共相頭ニおいてハ、右早速白状

之もの者、本罪相当より一等軽〔ク〕可申付事

〔百二〕御仕置仕形之事

一 〔右〕重中軽共、何方ニ而も住居候〔之〕国ヲ書加、相

構、住居候〔之〕国ヲ離し、他国ニ而〔おみて〕悪事仕

出候ハ、〔者ハ〕〔住居之國、悪事仕出候國〕右国共式

ケ国〔を〕書加、御構場所書付相渡候事、右追放ハ〔者〕

御廓〔郭〕外ニ而放遣シ、侍者〔於〕其場所ニ而大小渡し

遣候事

一 於京都・大坂ニ重追放申付候もの〔ハ〕、右御構場所之

外〔三〕河内・近江・丹波三ヶ国ヲ加〔へ〕相渡〔構〕、
中〔輕〕追放者別儀無之事

〔一〕〔百性町人〔町人百姓〕重〔中輕〕追放

一江戸捨里四方追放并住居〔之〕国、悪事仕出候国共構之、
重追放欠〔闕〕所、田畑、家屋敷、家財取上、〔中追放

闕所、田畑、家屋敷取上〕、輕キ追放〔闕所〕、田畑取上

但田畑、家屋敷無之もの者、家財取上、田畑、家屋敷、
家財も無之者、輕重之不及沙汰事

一本罪より一重キ御仕置者、遠島可為〔可為遠島〕以下

事、重追放ハ、入墨又者敲之〔候〕上重追放、中追放者、

重追放、輕キ追放者、中追放、所払〔ハ〕、江戸払

但都而右之輕重ニ可心得事

〔一〕自本罪一輕キ御仕置之事〕

一死罪ハ遠島、〔重追放、遠島ハ中追放〕

但右同斷

一田畑持高之内、半分、或者三分二、三分一取上〔候〕者
者、持高三分一〔二〕可取上分、過料壹反歩ニ付、〔五貫

文ツ、同半分可取上分、同壹反歩ニ付〕三貫文ツ、

同三分一可取上分、同壹反〔歩〕ニ付、式メ文ツ、

一二重御仕置、役儀取上、〔過料〕、過料之上、戸メ・手鎖、

敲之上、追放・所払、入墨之上、追放・所払・敲

一勢州山田於御神領者、磔・火罪・獄門等之死骸〔を〕晒
候御仕置の〔無之〕事

一科有之女の儀、中追放ニ者御関所内相模国ハ御構之外ニ
付、中追放迄者可申付、重追放ニ者申付間敷事

一〔百性町人〔町人百姓〕之女者、重追放ニも可申付事

一遠島もの船中ニ而逢〔遭〕難風、破船之後、助命ニ候ハ、

又流罪たるへし、若助命ニ〔候〕而行衛不相知候ハ、

人相書ヲ以浦触いたし、身寄之もの〔江〕も尋申付へく
事

但逢〔遭〕難風、浦々江吹流〔され〕候時者、〔其〕浦

より驚〔警〕固之船為差出〔置〕、順風次第可致出船

候、若破船ニ候ハ、流人者〔其〕島江揚〔ケ〕置、

所之ものとも〔三〕驚〔警〕固致させ〔置〕、任〔注〕

進次第遣〔替り之〕島船仕置〔立〕、差越候事

一遠島もの船中ニ而致病死候時、御関所〔前〕ニ候ハ、

死骸番人江為致見分、其所へ死骸片付候事

但御関所ヲ越し相果候ハ、其所ニ死骸片付、名主并

寺院より証文取上〔之〕、御証文〔三〕引合、島守へ

相渡〔候〕、島近所ニ而相果候節ハ、其島守へ死骸相渡

候事

一御目見以上之流人并女流人者、船中別囲ニ而差遣候事

一 八丈島・御蔵島両島江之流入ハ、三宅島まで遣し〔差遣〕

島守江相渡、夫より順風次第、右両島江遣候事

一 盲人御仕置、遠島、追放等ニ可成科者、親類江預ケ、居

村其〔之〕外猥ニ致徘徊間敷旨可申渡〔付〕事

右之外御仕置之次第、前書に有之候ニ付、爰ニ略ス

右〔御〕定書之条〔々〕、元文五庚申年五月、松平左近将

監ヲ以被 仰出〔之、前々被 仰出〕候〔之〕趣、并先例

其外評儀之上、追々伺之、今般〔相〕定之もの也

寛保二壬戌年三月廿七日

右之趣、達

上聞、相極候、奉行所之外、不可有他言もの也

〔裏表紙〕

郡上八幡町

廣江氏

二頁・一六頁参照（実大の約半分）

目録

- 一 目録
- 二 目録表書初判本
- 三 目録表書重書本
- 四 目録表書（比叡）表書
- 五 目録表書（比叡）表書
- 六 目録表書（比叡）表書
- 七 目録表書（比叡）表書
- 八 目録表書（比叡）表書
- 九 目録表書（比叡）表書

二六頁参照

三七頁参照

○

書物と今合田知照の書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一田知照の書物

一 從書一書物

○

一 朱抄書一書物

一 田知照の書物

一 從書一書物

一 朱抄書

一 從書一書物

一 從書一書物

○

一 朱抄書一書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物

○

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物

一 史記江表本國新編書物

一 朱抄書一書物

一 從書一書物